

平成26年第1回尾鷲市議会定例会会議録

平成26年3月5日（水曜日）

○議事日程（第4号）

平成26年3月5日（水）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（12名）

| | |
|------------------|-------------------|
| 1 番 真 井 紀 夫 議 員 | 2 番 内 山 鉄 芳 議 員 |
| 3 番 中 平 隆 夫 議 員 | 4 番 田 中 勲 議 員 |
| 5 番 小 川 公 明 議 員 | 6 番 濱 中 佳 芳 子 議 員 |
| 7 番 三 鬼 和 昭 議 員 | 8 番 南 靖 久 議 員 |
| 9 番 榎 本 隆 吉 議 員 | 11 番 奥 田 尚 佳 議 員 |
| 12 番 三 鬼 孝 之 議 員 | 13 番 村 田 幸 隆 議 員 |

○欠席議員（1名）

10 番 高 村 泰 徳 議 員

○説明のため出席した者

| | |
|-----------------|-----------|
| 市 長 | 岩 田 昭 人 君 |
| 副 市 長 | 山 口 武 美 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 大 倉 令 資 君 |
| 市長公室長 | 奥 村 英 仁 君 |
| 総 務 課 長 | 大 川 一 文 君 |
| 財 政 課 長 | 上 田 敏 博 君 |
| 防 災 危 機 管 理 室 長 | 大 和 勝 浩 君 |
| 税 務 課 長 | 中 森 將 人 君 |
| 市民サービス課長 | 南 進 君 |
| 福 祉 保 健 課 長 | 下 村 新 吾 君 |

| | |
|-----------------------------|-------------|
| 環 境 課 長 | 野 田 耕 史 君 |
| 商 工 観 光 推 進 課 長 | 佐 野 憲 司 君 |
| 魚 ま ち 推 進 課 長 | 内 山 洋 輔 君 |
| 木 の ま ち 推 進 課 長 | 小 倉 宏 之 君 |
| 建 設 課 長 | 更 谷 哲 也 君 |
| 水 道 部 長 | 浜 田 一 志 君 |
| 尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長 | 諦 乗 正 君 |
| 尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長 | 和 田 恭 典 君 |
| 尾 鷲 総 合 病 院 医 事 課 長 | 尾 崎 八 重 子 君 |
| 教 育 委 員 長 | 千 種 良 子 君 |
| 教 育 長 | 二 村 直 司 君 |
| 教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長 | 川 端 直 之 君 |
| 教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長 | 川 口 清 君 |
| 教 育 委 員 会 学 校 教 育 担 当 調 整 監 | 五 味 勝 哉 君 |
| 監 査 委 員 | 桑 原 紘 市 君 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 湯 浅 富 士 雄 君 |

○ 議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

| | |
|-----------------|---------|
| 事 務 局 長 | 内 山 雅 善 |
| 議 事 ・ 調 査 係 長 | 岩 本 功 |
| 議 事 ・ 調 査 係 書 記 | 松 永 佳 久 |

[開議 午前10時04分]

副議長（田中勲議員） おはようございます。

本日は、高村議長が所用のため、私、田中が議長を務めさせていただきますので、どうかよろしく願いをいたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、会議は成立しております。

なお、10番、高村泰徳議員は所用のため欠席でございます。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において8番、南靖久議員、9番、榎本隆吉議員を指名いたします。

次に、日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

最初に、1番、真井紀夫議員。

[1番（真井紀夫議員）登壇]

1番（真井紀夫議員） おはようございます。一般質問をさせていただきます。

昨年12月半ばに不法な手抜き工事が露見して2カ月半が経過しましたが、この間、あきれんばかりの不法工事が次から次へと明るみに出ました。

1月21日、元請業者のJV北村・丸昇の2社の社長と、工事現場の監理者である日新設計の社長から、まことに申しわけない、全責任を持ちますと謝罪がありました。その後も不法工事が露見して、市民はあきれ果てています。

きょうまで、岩田市長はどのような思いでしたのか、この問題にどう取り組んできたのか、今後どう処理するのかお尋ねをいたします。

市当局から1月6日に第1報を聞いてから、この不法工事がどのように実行されたのか、関係者の現場監理者や2名の監督、市の建設課長等に聞いて回りましたが、監理者や監督は、信頼をしていたので本来の努めを怠ってしまったと言い、建設課長は、元請業者は当初から、下請業者が意図的に行ったことだが、管理監督が不十分だったと言っているとのことでありました。

この悪質な不法工事を意図的に直接手を下した松阪の下請業者責任者の説明も弁明も、私は聞いておりませんが、市当局はどう聞いているのか、どのように把

握しているのかお聞かせください。

市長に、JV元請業者と現場の監理者はどう説明していますか。また、意図して直接不法工事をしたという下請業者はどのような弁明をしているのかお聞かせください。詳細なる答弁をお願いいたします。

次に、別件ではありますが、業者間の話として、昨年7月下旬に輪内中の玄関フロア等のコンクリートに亀裂が多数あり、工事手法に問題がありという話を市内業者から教えてもらいました。半信半疑でありましたが、近所にいる同僚議員と8月に入ってから確認がてらに新校舎を見学に行きました。

2学期の9月から使用するためか、学校関係者が準備作業をしていましたので、玄関フロアと校舎軒下の通路等だけを見学したところ、細かいクラック、ひび割れが全面に走り広がっていました。かなり気になりましたが、工事途中でもあり、業者も市担当者もプロだからやり直すことだろうと思い、見学だけにいたしました。

今回の不法工事を初めて知ったとき、あわせてその新校舎の完成検査が1カ月前に済まされていることを市担当者から聞き、玄関や通路のひび割れ、クラックはどうなっているかを尋ねました。どうやら見逃してしまったようで、よくわからない返事でありました。

結果として、現在、工事のやり直し中ですが、近所の皆様や先生、生徒、学校関係者に二重の迷惑をかけてしまいました。

市長は、市職員にたるみも緩みも一切ないと強弁していますが、市長自身もぬるま湯にたっぷりつかっている職員と変わりがないように思えますが、どうですか。トップである岩田市長の政治姿勢に問題はありませんか。

次に、現在、販売されているごみ袋の料金設定にかかわって、そのごみ袋の製造単価、仕入れ価格が、他の市町に比べて異常に高いとされています。

尾鷲市は大量に仕入れているのに、45リッターのごみ袋を例にとっても、他の市町より2倍、3倍の価格で仕入れています。

ごみの減量を市民の皆さんに意識していただき、ごみの分別や、出すごみの量を減らすようにしていただくためと住民説明資料にも記載されていますが、それにしても、コスト的に考えたら余分な費用を市民に押しつけていることに気がつきませんか。

私は、仕入れ単価を他の市町並みにするだけで、3割以上安い価格で有料ごみ袋を市民に提供できると考えます。これは、市民にとって大きな問題です。

市当局は、ごみの量を減らすために、ごみの料金を高くしたほうが有効だと言いますが、私はそのような考え方は、市民をばかにした、上から目線の間違った考え方だと思います。市長としての見解をお聞かせください。

尾鷲市の有料化ごみ政策は鳥羽市を参考にしたと説明していますが、本当ですか。ごみ袋自体、大きな違いが幾つもあり、参考にすべき点が学習されていないと思います。

新年度予算に、ごみ袋委託料764万円が今回も計上されています。この予算は、ごみ袋の10リッターサイズをつくるとのことですが、多少仕入れ方を変えたとしても、昨年同様の考え方では764万円が煙となって消えていきます。新たにもう少し小さいごみ袋をつくりたいということですが、予算の無駄遣いで、コスト高になるだけだと思います。真剣に考えてもらいたいと思います。

この辺で、市民一人一人のために、尾鷲市の有料ごみ袋政策を見直し、改善されたらいかがでしょうか。

鳥羽市の計画ややり方をもう少し導入すれば、そんなに苦勞しなくても、尾鷲市のごみ袋料金は十分改善できると考えます。ぬるま湯の中につかっていると、やる気をなくしてしまうのでありましょうか。そのようなことではいけないと思います。

市民第一に考えて、ごみ袋料金の適正化、見直しを早急にされるよう提言いたします。市長の見解をお尋ねします。

次に、浄化槽普及促進事業について質問をいたします。

本来、市行政は下水道施設の整備を進める役割を持っていると思いますが、巨額の予算と運営維持費を必要とするので、ほとんどの市町村は下水道施設の本格的な整備を棚上げしてしまうのが実態だと聞きます。

そこで、費用が安くできる合併浄化槽の事業を普及促進させようと、国、県と市町村は浄化槽補助金を住民個人に提供しています。

尾鷲市も地味ながら近隣の市町村並みに浄化槽補助金を毎年3,400万円程度予算に盛り込んできましたが、今年度になって、住民個人に対する補助金予算は約1,300万円減少して、2,100万円余りとなっております。

浄化槽の設置数が減ってきたのかなと思っていたところ、浄化槽個人整備型を市町村整備型に変更させて、外国資本や市外の業者が主導するPFI方式にする決めつけてきました。

その理由の一つとして、PFI方式の調査費を議会が認めた経過があるから、

制度の変更や条例もPFI方式も認められていると勝手に決め込んで、手続を進めようとしてきたのであります。

昨年の選挙で新たになった尾鷲市議会の考えを確認もせず、また、十分な審議もしていないのに臨時議会で即決させようと諮った岩田市政を、どうして無謀なことをするのか私には理解できず、大きな不安を持ちました。

そのPFI方式ですが、新年度から個人所有の浄化槽は一切認めず、市の公有物にして、新たな浄化槽の工事費は、高価格の2割を住民個人に負担させ、その後、浄化槽使用料金として毎月4,600円を個人が業者に支払う制度でありました。市民にとってよい話か、市内の業者にとって有利な話か、私の思いは疑問ばかりふえました。

数年前にPFI方式を取り入れた紀宝町のさまざまな話、全国的に見ても最近ではPFI方式を採用した市町村は皆無のようで、海洋深層水事業とは一緒にできませんが、よく似たことにならないか、大変気になりました。後悔するような事業であったら、市民に損害をかけるからであります。

当面は慎重に検討しなければと、臨時議会で私は反対をいたしました。その後、先進地視察や情報収集等をして検討していますが、私の判断は正しかったと、今は自信を深めています。

臨時議会当時の市長の言動は、今後の個人的浄化槽設置に対して補助金はなしにすると言わんばかりのようでしたが、案の定、新年度予算には、これまで毎年ついていた浄化槽補助金の項目は消されていて、補助金予算はどこにも見当たりません。市民に対して本当に乱暴な仕打ちだと思いますが、市長は心が痛みませんか。

市長は、新年度の浄化槽補助金制度を切ってしまったのです。尾鷲市の住民にとっては、国民の権利を剥奪されたことになってしまいました。市民のために、紀北町や熊野市並みに補助金制度を早急に戻してもらいたい。責任を持った市長の答弁を求めます。

尾鷲市を住みよいまちにしたいと思いますが、高齢化が進む尾鷲市の現実、市町村整備型にPFI方式を乗せた浄化槽事業が、市民と市内業者にとってどう影響するか、慎重に考えるべきではないでしょうか。

現在、全国1,719市町村のうち、PFI方式を採用しているのはわずか13カ所です。この実態を市長は無視するのでしょうか。

厄介なPFI方式と負担増に市民が困ってしまうことを、なぜ急ぐのでしょうか。

か。過ってすなわち改むるにはばかりことなかれという格言があります。

市長の答弁をお聞かせください。

副議長（田中勲議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） まず、輪内中学校耐震整備事業における問題であります。

輪内中学校は、津波による犠牲者ゼロのまちを目指し、地域を上げて取り組みを進めている区が、市や市教委と話し合いを重ね、地区の浸水想定域にある同校をそのまま残し、周囲に住む高齢者の避難場所の役割も果たせるよう、学校敷地全体をかさ上げし、後背地の斜面に橋をかけ、校舎から直接避難できるようにした、新しい発想のもとで建設された全国的にも注目されている学校であります。

また、生徒は、学校長を初め教職員や地域の方々の温かい指導、支援で伸び伸びと力いっぱい勉学に、スポーツに、そして人権劇やエイサーなどの文化活動に励み、多くの感動を保護者や地域に与えてくれております。

生徒たちは、学校に誇りと自信を持って、新しくきれいになった校舎で、今自分たちがなすべきことをしっかりと頑張ってくれています。

しかし、事もあろうに、教育の場である学校施設で全く想像を絶する問題が発覚し、生徒の皆さん、職員、地域の方々に大変申しわけなく思い、また、大変悔しい、残念な気持ちでいっぱいでございます。

原因究明には、通報のあった昨年12月18日より、建設課及び教育委員会の担当職員が現地に毎日出向き、確認をしております。

また、元業者である北村・丸昇JV及び監理者を交えた聞き取り調査を現在までに7回行いましたが、どちらも管理不足であった、監督不行き届きであったと言うのみで、原因を尋ねても、下請業者がやったことなので判断できないといった回答しかありませんでした。

北村・丸昇JVを通し下請業者への聞き取りも行いましたが、覚えていない、取り忘れたと主張するだけでした。

元請業者及び監理者に対して、現場の状況を見て取り忘れたという下請業者の主張を認められますかと追及しましたが、元請業者については、下請業者が言うのであれば、JVとしても取り忘れとしか言えない、全ては自分たちの監督不行き届きでありますという回答しかなく、監理者についても、監理者としての責任は感じておりますが、自分が現場を見に行ったときはちゃんとやっていたので、意図的に隠されたものだと認識しておりますという回答でした。

以上のことから、我々でのこれ以上の追及は難しいと判断、また、非常に悪質であると思っております。今後の対応としましては、刑事告訴し、全容の解明を図ります。

次に、以前の生活文教常任委員会で申し上げておりましたクラックについては、1年点検時において手直しする予定でありました。その後、輪内中学校からの要望で、3月7日の卒業式までに手直しをしていただきたいとの申し出があったため、予定を早めて施工することとしました。

施工の際には、生徒、学校関係者及び近隣の皆様には多大な迷惑をかけることとなりますので、私と教育長で輪内中学校に出向き、謝罪させていただきました。

次に、指定ごみ袋制度による家庭系可燃ごみの有料化実施につきましては、平成22年度において、1人当たりの家庭ごみ排出量が県内で最も多かった本市にとって、ごみの減量を最重要課題の一つとして捉え、厳しく思い切った減量化施策が必要であると判断し、苦渋の決断に至った次第であります。

指定ごみ袋につきましては、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の発生抑制や、再利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため一般廃棄物の有料化の推進を図るべきであるとの、廃棄物処理法に基づく環境省の基本方針が示されております。

また、同省が作成した一般廃棄物処理有料化の手引きにおいて、従量制の有料化制度導入の有効性と、全国の先進地事例として、料金水準1リットル当たり1円未満の場合、排出抑制効果が期待できないとされております。

これらのことを踏まえ、平成23年度の尾鷲市廃棄物減量等推進審議会の答申書に基づき料金の設定を行っております。

ごみ減量の定着化の有無を判断することは、制度開始から1年に満たない期間ですので困難と考えておりますが、市民負担の軽減は重要な課題と認識しておりますので、今後、減量の定着が確認できるまでしばらく猶予をいただきたいと考えております。

また、ごみ収集手数料の引き下げにつきましては、ごみ減量が定着次第、実施してまいりたいと考えております。

本市の指定ごみ袋製造に関するコンセプトは、高齢者など市民が持ち運びしやすい形状、環境への影響を極力抑え、かつ丈夫な素材であります。そのいずれにおいても欠くことのできない条件としたため、強度を持たせるために一般のレジ袋より厚みを持たせ、燃焼時における二酸化炭素発生量を抑える添加物を加えた

ものを採用しております。

結果として、御指摘のとおり、製造コストについてぜひとも過ぎるとの批判をいただいておりますが、製造枚数が比較的少ないためコストが上昇したこと、原材料の高騰、環境に優しい付加価値を加えたこと、また、品質確保のため国内生産に限定したことなどが原因となり、やむを得なかったことも事実であります。どうか御理解を賜りたいと思います。

今後、新たにごみ袋を製造する際には、市民の皆様の御意見、御要望をできる限り取り入れ、素材について一から見直しを行い、コスト削減に取り組んでまいりたいと考えております。

また、鳥羽市の指定ごみ袋制度についてであります。鳥羽市は平成14年度よりごみ処理手数料の上乗せのない指定袋制度を導入し、袋の配送を伴わない流通システムを構築しております。

平成18年度より、本市と同様の指定ごみ袋にごみ処理手数料を上乗せした有料化制度に移行しております。手数料は、本市と同じく1リットル1円で、45リットル袋1枚につき45円で販売されております。

指定袋の素材につきましては、市民の皆様からの要望により、有料化制度を開始した数年後から、強度を高めるために素材を変更したと伺っております。

本市では、ごみ袋製造に係る費用削減と適正な保管・配送費の把握のため、平成26年度からは、これまで一括で行ってきた製造と保管・配送の業務委託とを分離し、それぞれ競争入札による業者選定を行いたいと考えております。

また、今後は、保管・配送業務のうち配送部分のシステムを見直すことにより、さらなる費用の削減を検討しているところであります。

次に、浄化槽整備補助金についてであります。

本市においては、平成26年4月から、浄化槽の設置から維持管理まで市が主体となって一体的に行う市町村設置型合併処理浄化槽整備事業について、PFI手法を導入しながら整備していくことを、平成24年度から調査、検証等を行い、現在まで約2年間進めてまいりました。

しかしながら、平成26年1月27日の臨時議会において提出させていただきました尾鷲市浄化槽整備事業に関連する3議案について、いずれも否決という結果を受け、平成26年4月からの事業実施については断念せざるを得ない状況になりました。

そういった中、公共用水域の水質を保全するために、当分の間は今までどおり

個人設置型整備にて浄化槽整備補助金制度を継続していくことが必要であると考
えております。

また、平成26年度分の補助金につきましては、国への地域計画変更や県との
協議が必要となりますので、平成26年6月議会において、補正予算として計上
していく方向で検討しております。

副議長（田中勲議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） まず、輪内中問題から尋ねていきたいと思ひます。

市長は7回ほど、元請と下請ですか、事情聴取したという答弁でしたけれども、
せんだっての担当委員会、それから記者会見でも申しておりますけれども、刑事
告訴を元請2社と、それから監理者を考えておるといふようなことを言われてお
りますけれども、下請はどうなるんですか。下請が意図的にやっとな、こふい
うことがはっきりしておるのに、その辺のところは元請と監理者といふことでは
けれども、私はちよつとおかしいんじゃないかと思ふんですが、その辺、どうで
すか。

副議長（田中勲議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 刑事告訴するについて、廃棄物処理法でやるわけですので、相
手が元請になるのか、下請になるのかといふことにつきましては、今弁護士と
相談させていただいているところであります。

それから、監理者については、可能なのかどうかも含めて、あわせて弁護士さ
んと今打ち合わせをしているところであります。

副議長（田中勲議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） もうこの問題が、16日に通報があつて、18日から確認さ
れていったんですか、要するに、去年の12月のことでは。それから、もう今2
カ月半を超えました。まだ検討しておるんですか。その辺が僕らには解せんので
すけど。

それから、もう一つは、少なくとも元請は、それは管理監督の責任があるから
当然のことやと思ふんですけれども、下請も建設業法では同列に書かれておるん
です。その辺のところを、第2条に、工事に当たつて、建設業とは、元請、下請
その他いろいろな名義を持っているにかかわらず、建設工事の完成を請け負う事
業をいふんだといふことで、元請も下請も建設業法では同列に書かれております
けど、そんなことは2カ月もかかつて検討せんならんことでは。

副議長（田中勲議員） 市長。

市長（岩田昭人君）　せんだっても弁護士といろいろ相談させていただいたところで、なかなか、例えば基礎残置についてはどうなのかとか、大変難しい問題があります。それは、例えば基礎残置が告訴に当たるのか、いろいろ今、顧問弁護士と打ち合わせをしておる最中でありませう。

大変、我々が考えているよりももっと複雑な要素があるようですので、その辺を十分精査して、また、警察の御協力もいただきながら進めていきたいと思っております。

副議長（田中勲議員）　1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員）　どうもスローに聞こえるんです。1月にほとんどそういうことが出たと思ったら、次から次と行って2月へ渡ってしまったと。それはそれで理解はできるんですけども、そういう事実が、今はきれいに土が盛られて、私、一昨日確認をしてきたんですけど、もう仕上げの段階に入ってきているんです。現場はどんどん変わっていっておるという状況の中で、まだ告訴するに当たるのか当たらないのかというようなことを検討しておるというのは、私はどうもその辺が真剣に取り組んでおるのかなという疑いまで持つんですけども、そんなことはどうなんですか。

もう元請と下請がやったんだということもはっきりしておると。それをなぜやったのかということは事情聴取できなかったというんですけども、司法の手に渡すなら、3月18日に完成するんですか、一昨日に聞いたら現場の方がそう言っていましたけれども、その完成と合わせて刑事告訴されたらよろしいんじゃないですか。

それから、あそこの現場の監理者であった日新設計については、それに当たるのか当たらないのか、それぐらいのことはもうそんなに何カ月もかけて検討せんでもすぐわかることじゃないんですか。その辺、どうなんですか。

副議長（田中勲議員）　市長。

市長（岩田昭人君）　私は委員会でも、工事が、一応もとに戻る日をめどに告訴については考えていきたいというふうに申し上げさせていただいておるところでありますので、その日程に従って、今進めているところあります。

副議長（田中勲議員）　1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員）　いずれにしても、3月18日に全部工事が終わると現場の方が言っていましたので、その辺のところをしっかりと確認してもらいたいと、このように思います。

それから、下請業者は、聞くところによると尾鷲小学校にもかかわった、宮之上小学校の解体にもかかわった、そんなふうに関わってますけど、その辺、どうなんでしょうか。建設課長、確認しておりますか。

副議長（田中勲議員） 課長。

建設課長（更谷哲也君） 下請業者につきましては、尾鷲小学校もかかわっております。宮之上小学校は、この工事が発覚する前に下請業者が解体を終わっております。下請業者の下にもう一個孫会社が、宮之上については現場を担当しておりました。

残置についてこういうことがあったので、再度、掘らせて確認をしております。残置は認められませんでした。

副議長（田中勲議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） そういうことで、尾鷲の大事な工事に、下請という名前のもとに、どんどん仕事をしてきておるんです。そして、問題を起こしたと。もう二度とこんな業者を、たとえ下請といえども、私は入れたらあかんと思うんです。地元業者でやれると私は思うんです。

そういう意味では、もっとその辺のところをシビアに尾鷲市として取り上げないかんと思うんですけど、市長、どうですか。

副議長（田中勲議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 工事をやるについては、入札し、それから契約に当たって、業者を決定してから下請業者とかの申請も出てくるわけですけども、この問題となっておる下請業者については排除していくような形での指導も考えていきたいと思っております。

副議長（田中勲議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 時間の関係でこの辺にしますけれども、二度とこんな業者は尾鷲に入れないように、その辺のところを一遍しっかりと考えてもらいたいと、このように思います。

それから、玄関フロア等の始末についてはほとんど完成に近いかなと、もう一遍やり直しということをやったということでありましたが、ただ、モルタルを塗った後、いろんなしま模様、そんなものがようけ出ておるので、これはどうなんやと聞いたら、それでちょっと困っておるんだと、どのように落ちつくかということを書いていましたので、その辺も、余り見苦しい結果にならないように、しっかりとどうしたらええかということ、市も一緒になってきれいにしてもらいた

いということを要望しておきます。

それから、ごみのことは後回しにしまして、浄化槽の問題です。

浄化槽の問題は、市長のほうは、1月の臨時会議で否決をされたのに、その1週間後ぐらいにホームページで、やるんだというような形で、業者の名前まで出して、ホームページに出しておりましたが、このことについての反省はありませんか。

副議長（田中勲議員） 市長。

市長（岩田昭人君） この件に関しましては、PFI導入可能性調査を議員の皆さんの予算の議会議決によって認めていただいて、それで、市町村設置型の中での事業の進め方が、直営もありますし、PFIもありますよ、その中でこういった進め方をするのかということをおの人に優位性といった感じで、PFIでの優位性が認められますよということをお提案させていただいたところであります。

それによって、これも予算を認めていただきましたが、アドバイザー契約を結びまして、それに事業スケジュールも示させていただいて、その事業スケジュールに沿って公募型プロポーザルによって業者を募集し、サービス内容とか価格の提案をいただいております。

1月27日の臨時会において、我々が提案させていただいた議案等が全て否決になりました。そのときに、議会のほうからの指摘につきまして、市民の皆さんに理解が得られていない、それと地元の業者さんの活性化、そういったものに対しての理解も得られていないという指摘をいただきましたので、当初の事業スケジュールよりも若干おくれておりますけれども、第一交渉権者を公表して、それによってサービス内容とか価格の問題を市民の皆さん、議会の皆さん、それから業者の皆さんにお示しさせていただいて、説明をさせていただきたいという中で公表であります。

副議長（田中勲議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 市長は勝手な考えでおりませんか。議会は、地方自治法にのっとって、きちんとその問題を議決して、努めを果たしたんです。

それは、市長からいうたら残念なことかもしれないけれども、このPFI方式は認められないということで、また新たな理由があるならば、再度提案してきたらいいことだからということがありましたけれども、そういう形で完全に否決をされたことに対して、その後すぐにホームページ等でこういうことでやりたいと思いますというようなことを出してくるというのは、非常識を超えておるんやな

いかと、こう思うんですね。

市長は、地方自治法の議会の議決権ということぐらいは知っておるかと思うんですけども、それに対する、私は、市長のやり方は全く無視したやり方だと、このように思います。

それから、P F I がいかによいか悪いかということをして市長は言いますが、日本全国に1,719の市町村がありますけれども、その中で今13しかないんです。最近に至っては皆無じゃないですか、P F I 方式。それは、いろんな問題があるからでしょう。

そして、特に負担が重いと。昨日も出ておりましたけれども、40万程度で設置できる浄化槽が九十数万かかるという計算でされるんです。

これは、私、環境省のほうへ聞きました。聞きましたら、そこの担当の方が、これはマックスなんだと。ということは、最高金額なんだと。それは奥深い山奥だとか、雪の深いところだとか、北海道の果てなのかどうか知りませんが、そういうところに基準を合わせての数字であって、通常は、これはそれぞれの土地の単価があるだろうというように言っていましたけれども、そういう形で説明されております。

私は、不勉強やと思います、そういうことでは。個人型でやったほうが、半額で済むんです。半額以下ですから。そういうことでは、市はもっと勉強した上で提案してくるならええけど、そんなことは不勉強で、こうだ、ああだと言うて、自分らの言っておることが正しいように言うから、何とかのグループの方もそういうことで尾鷲市議会はけしからんのやと思ったでしょうけれども、実態は違うでしょう、全く正反対だと思います。その辺、どうですか。

副議長（田中勲議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 今P F I でやっている、全国千幾つある中で13だというふうなことでありますけれども、全国的に見て公共用水域の整備に関しましては、これは釈迦に説法でございますけれども、公共下水道、あるいは集落排水、そういったものがございます。

公共用下水道でやっているところ、それから集落排水でやっているところについてはかなりの部分があるんだと思いますけれども、しかし、その中でも合併浄化槽を使って整備していかなければならない地域もあります。

それは、公共用下水道あるいは集落排水等でやっていた中の、例えば一部の地域を合併浄化槽で整備する場合については、これはP F I でやるという方法もあ

りますけれども、しかし、直営でやってもそんなに経費としては負担にならないのかなと思っておりますけれども、しかし、尾鷲市のように全域を合併浄化槽によって整備しようとした場合、これは、どちらが優位かなということを示させていただいておる。13しかないということは、どういうことかということは、いろいろあると思いますけれども、しかし、合併浄化槽市町村設置型でやる場合でも、直営で一部の地域をやる場合は可能でありますし、個々の地域状況を見ていかなければならんのかなということでもあります。

13ということは、地域全域をやっていく場合、どうなのかというような問題だと思っております。

それから、個人設置型のほうの浄化槽の設置のほうが安いんじゃないかという話でありますけれども、平成21年から平成25年までいろいろ見てみますと、確かに業者の方から申請の上がってくる最低価格は46万とか60万とか35万とかありますけれども、最高価格は152万とか150万とか148万とかありまして、平均するとやっぱり90万ぐらいになるのかなというふうに思っております。

副議長（田中勲議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 市長、中身を何も検討していないですね。私は、全く市は不勉強やと思います。浄化槽本体を設置するのに幾らというところをきちっと詰めて、勉強しておらんとと思います。

これ、せんだっても和歌山のほうへ視察に行ってきましたけれども、田辺市と広川町ですけれども、こんなことじゃなかったですよ。きちっと実態を押さえて、それでPFIも手がけておりました。手がけたけれども、そこで終わりましたと。これ以上やる気はありませんということも言うておりましたけれども、要するに、業者のためにもならん、市民、町民のためにもならんという結論です。

それを尾鷲市がやるというんだったら、もっとしっかりとしたことが言えるように勉強されてから提案してもらいたいと、こう思いますよ。それだけは申し上げておきたいとと思います。

それから、先ほどアドバイザーとかどうか言っていましたけど、委員会でまず条例を制定するほうが先だと、去年から言われておるじゃないですか。それを全く、市のほうは聞く耳を持たんと無視してしまっておる。アドバイザーについても、結果それを議会へどう諮っておりますか。議会にほとんど諮っていないということで、それをやるならやるできちっとせないかんよということも指摘

されておりますよ、委員会で。そういうこともなしにして、もうよいことにして、どんどんと進めておると。

私は、むちゃくちゃやと、尾鷲市のやり方は。よその行政を勉強すればするほどそのように思いますよ、この浄化槽問題に対しては。

その辺のところは、市長、誰かに頼まれたんですか。環境省は決して勧めていません。環境省は、市町村型はこうやったら起債もききます、こうなりますと。ということで、そういうひな形がありますけれども、PFIについては決して何も勧めていない。ただ、そういうやり方もあるということはあるけれども、それをぜひやりなさいというようなことをどこにも勧めていないと。どうなんですか、誰かに頼まれたんですか。

副議長（田中勲議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 誰に頼まれるんですか。常任委員会でも全協でも、市営浄化槽の整備事業ということで、本事業は市営の事業ですが、市と契約することになるPFI事業者が市にかわって業務を行うPFI方式を導入しますというような中で、事業スケジュールも示させていただいております。

それから、条例の問題は確かにありますけど、総務省のガイダンスによりますと、最終の議案締結の段階は、契約締結のときにしても構わないようなことが載っております。

それから、PFIにつきましては、総務省、国が挙げて推進をしているところでありまして、国によるガイダンスも随分出ております。

そういった中で、我々は、市町村設置型の合併浄化槽の推進をするについて、直営でいくのがいいのか、それから、民間の力をかりたほうがいいのかを皆さんにも示させていただいて、その結果でアドバイザー契約に移っていったということでもあります。

その説明をしたときに、真井議員は何か我々に対して異論があったんでしょうか。

副議長（田中勲議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 私は担当委員じゃなかったと思うんですけれども。そういうことで申し上げておきますけれども。いずれにしても、調査費ぐらいは認めましたよ。認めましたけれども、条例もつくっていない、それから、制度を変えることも決めていない、そんな中で勝手に進めていくというのはむちゃじゃないですか。

それから、浄化槽の整備事業について、立派なことが書いてあるんです。市の財政の負担を軽減しと書いてあるんですけれども、現在補助金を国と県と合わせて出しておるだけで、どこを軽減するんですか。

それから、市民サービスの向上を図るとかと言うていますが、この辺のところも全く意味がわからないということです。

それから、もう一つは、この説明書の中には、浄化槽本体の設置は市が費用を負担して工事を行いますとはっきり明言しておるんですけど、2ページ目には20%を市民の方が負担してもらいますと書いてあるんです。

ところが、市町村型のマニュアルを見てみますと10%なんです、環境省の。市町村型でやった場合。そこからして、何でいつの間にか20%になっておるのか。そんな疑念をいろいろ持つんです。

その辺のところは、私は、市民によくわかるような説明はどこにもないと、このように思いますけれども。

副議長（田中勲議員） 市長。

市長（岩田昭人君） だから公表させていただいて、皆さんに説明をさせていただきたいということで、いろんな提案をいただいた、それをもとに説明をさせていただきたいと思っていますところなんです。

それから、環境省、10%という話は初耳ですけども、そうなんですか。

副議長（田中勲議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） よろしいか。浄化槽管理者への設置と維持管理に関する指導・助言マニュアルというのがあるんです。これは環境省から出ておるんですけど、そこにちゃんと書かれておるんです、一つのひな形が。それでもって計算をしたら、尾鷲市のやっておることは、業者の言いなりになっておるのか、それとも誰かの言いなりになっておるのか知りませんが、ここにちゃんと書いてある。ここにひな形が。比率の割合が。それは、使用者が10%、国の補助が3分の1、そのあと残った分をどうするか、こうするかと、下水道起債とかどうと書いてあるんです。

PFIはこれよりももっと市民が負担せんらんように、尾鷲のPFIは説明しておるんです。

私は、不勉強やと思います、こんなことすら知らなんだら。それでようPFIをしようなんて言わんなんなど。情けなくなりますよ。尾鷲市、もっとしっかりせいと言いたいですよ。

時間ばかりたっていくので、もうよろしいわ、答弁は。

副議長（田中勲議員） いいですか。

1 番（真井紀夫議員） よろしいです。いつまでたっても市長から答弁が返ってこんなら仕方ないです。

いずれにしても、また6月にこのPFIを出してくるということですがけれども、それならそれで、もっとしっかりとした計画を示してもらわんことには納得がいかないということだけは申し上げておきたいと思います。

私は、よいものなら、全国、もっと毎年毎年、PFIで作業する市町村があつてしかるべきやと、こう思いますけれども、ほとんどここ二、三年、ないじゃないですか。それだけでも市長は認識できんかなと、こう思いますよ。

それから、続きまして、ごみについてですけれども、また改めて申し上げますけれども、やれコンテナがどうやの、何がこうやのと言いますけれども、普通は大体、尾鷲の0.025の厚さ。鳥羽市は0.04ですよ、倍近いんですよ、尾鷲市の袋よりも、肉質は。それから、色もカラス対策で黄色に着色されておるんですよ。尾鷲市は無色透明。そこだけでもコストが違うでしょう。厚みからして、それから、色づけからして。

そういうことで、鳥羽市は9円、尾鷲市は17円20銭。ほかのところ、もっと安いところがあるんです。5円80銭でつくっておったり。伊勢市で5円80銭、川越町は7円、大紀町が6円30銭とかとってあるんですけど、それはそれとして、それは国産でなければならんと言いましたけど、燃やしてしまうんです。それで、破れたらいかんです。そういうことで、品質保証というけれども、どれだけの保証をするんですか。

中国製もあつたり、ベトナム製もあつたり、いろいろするのは事実です。事実ですけれども、お金を燃やしてしまうようなことなんです、このごみ袋というのは。そういう意味では、そんなに十何円もお金をかける、よそが5円、9円で作っておるものを、それを尾鷲は17円もかけてやると。

抜本的に見直さないかんのやないですか。それを言いたいんですけど。

副議長（田中勲議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 確かに、真井議員がおっしゃられるように、経費については、見直しをさせていただいて、何とか安い製造を心がけたいと思っております。

ただ、伊勢市は、今回随分な値上げをするというふう聞いております。そういったこともありまして、今回は、ごみ袋の製造だけやなしに、配送についても

一度考えて経費の節減に、これについては私もそう思いますので、ぜひやらせていただきたいと思います。

副議長（田中勲議員） 1 番、真井議員。

1 番（真井紀夫議員） 今回については、760万からの予算をまた新たにつけておるんです。この辺も再考してもらわないかと思えますよ。そのことを申し上げておきたいと思えます。

それから、もう一度、初めに戻りますけれども、輪内中学校の仕上げです。しっかりと市長も副市長も見に行つてほしいと思えます。そして、子供たちが自慢できる学校にしてほしいと、このように思えます。

それから、もう一つ、不祥事、事件、早く解決するように、市がのんびりしたことを言いよつたら、どんどん風化していつて、悪いことをしたのがまたいつの間にか尾鷲へ来てと、そんなばかな話になったら困ります。

その辺、どうですか。市長、副市長、何か意見はありますか。

副議長（田中勲議員） 市長。

市長（岩田昭人君） それはそのとおりであると思つていますので、一生懸命やつていきたいと思つております。

副議長（田中勲議員） 副市長。

副市長（山口武美君） 市長の答弁のとおりなんですけれども、若干繰り返しになりますけれども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に照らし合わせながら、私どもとしましては、関係機関ともかなり調整はさせていただきました。

それで、その中で、本来ならば、本当に違反であるということが早い段階でわかれば、もう少し早い告訴というのを考えていたんですけれども、どうも、先ほど市長から説明があつたように、そうじゃないところもありまして、そのあたりを若干慎重にならざるを得なかつたという経緯があつたことは事実でございます。

ただ、今の状態を考えると、もうそういうふうな懸念というか、私ども、告訴するに当たり、懸念というのがかなりそれはなくなつたというような形で判断していますので、早急に行いたいと思えます。

副議長（田中勲議員） 1 番、真井議員。

1 番（真井紀夫議員） このことについては、もとへ戻らんことですがけれども、どうも尾鷲市が告訴するとかどうとか言いながら、もう3カ月になつてくるんですね。いつやるんだろうと。しまいには、ほっかむりしてしまうんやないかと、そういううわさも流れておるんです。

それだけ、尾鷲市はぬるま湯なんだという話も流れておるんです。だから、私、あえて、きょう言わせてもろうたんです。

そういうことでは、3月18日に、もう全ての工事が完了するんですか、現場の方はそのつもりでおりましたから。ですから、それを捉まえてきちっとやってもらわないかと、こう思うんですけど、その辺のところを市長、再度、もう一遍確認したいと思います。

副議長（田中勲議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 決してぬるま湯につかっているとは思っておりません。一生懸命になって対応したいと思っております。

副議長（田中勲議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 3月18日後、どうなんですか。その辺のところ。いつのことやら、来年のことやら、再来年のことやらわからんようなことじゃ困りますが。どうなんですか、その辺は。

副議長（田中勲議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 委員会でも、工事の完成をめどに告訴に持っていきたいというふうに言わせていただいておりますので、それに向けての対応をやっていきたいと思っております。

副議長（田中勲議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） そういうことで、しっかりと行っていただきたいと、このように思います。

それから、ごみのことについてはまた折に触れて申し上げたいと思いますけれども、何とか私は、ごみ袋の料金、よそは45円であれ100円であれ、尾鷲は尾鷲の考え方として、私はごみ袋の制度を改善してもらいたいと思います。

ただ、量をできるだけ少ないということであれば、分別の啓蒙活動やとか、そういうことをしきりにやらないかと思うんです。一遍やったからいいというものじゃないと思うんですね。

その辺のところ、浄化槽の問題にしてもそうですけれども、浄化槽の補助金制度、ほとんど尾鷲の人は知らんです。

というのは、よう調べたら、小そうに書いてあるだけです、広報にしても、インターネットにしても。よそはしっかりしたチラシをつくって、こういう制度がありますよ、ぜひ利用してくださいよとやっておるんです。

近いところでは御浜町なんかは、広報の中に立派な大きなものを書いて出して

おるんですね。先々月、1月号なんかを読ませていただくと。熊野でもそうなんですね。よくわかるようにきちっとしてあります。

尾鷲市だけです、ほとんど目に触れるところはないのは。これは、PFIをやろうとして、意図して私はそうしたのかなと思うたりもしたんですけども、そんなことであってはいかんと思います。やっぱり市民にきちっと知ってもらわいかんというふうに思うんですけども、その辺は今後、ごみにしても、それから浄化槽にしても、もっと皆さんに理解をってもらうような努力を約束してもらえますか。

副議長（田中勲議員） 市長。

市長（岩田昭人君） そのとおりでありますので、それは一生懸命やらせていただきます。

副議長（田中勲議員） 真井議員の質問は終わりました。

ここで10分間休憩をいたしたいと思います。再開は11時15分から行います。

〔休憩 午前11時05分〕

〔再開 午前11時16分〕

副議長（田中勲議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、8番、南靖久議員。

〔8番（南靖久議員）登壇〕

8番（南靖久議員） おはようございます。

連日にわたり、傍聴者が最近ふえてきております。そういった意味では、皆さんが議会に興味を持っていただいて、このように足元の悪い中、足を運んでいただくということは大変うれしいことであり、この場で心から感謝申し上げます。

（「感謝がうまいぞ、おまえは」と呼ぶ者あり）

8番（南靖久議員） ありがとうございます。

議会では当然のこと、ケーブルテレビやとかインターネット放送もやっておりますけれども、やはり我々議員として一番、議場に足を運んでいただくのが私たちの励みと力になりますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

最近、私が読んだ本から、逆境を打ち破った男たちの名言の一つを、失礼ながら岩田市長に御紹介させていただきます。

夏の火鉢、ひでりの傘。この言葉は、現在、NHKの大河ドラマで放送中の軍

師官兵衛が、息子、長政に語った教えの一節で、官兵衛は人を使うときの秘訣を述べられております。

人を使うに当たって、第一に伝授しておくことがある。わしは、30を過ぎてようやくその秘訣を悟った。すなわち、どんな人間であっても、広く大きな気持ちで使わなければならない。暑い夏の盛りの火鉢や、ひでりのときの傘は物の役に立たないが、それがそれぞれ、底冷えする冬、どしゃ降りの雨ともなれば、なくてはならないものになる。

人もそれと同じで、ある局面で役に立たぬ人間であっても、別の局面になれば思わぬ才を発揮することもあり、それゆえ、夏の火鉢、ひでりの傘という言葉をよくかみしめ、寛容な心で家臣たちに接するように。さもなければ、家臣たちは、そなたに心服しないであろう。人は、性格も能力も千差万別で、時と場面にて、それぞれ放つ輝きは異なり、それを一くりに優劣をつけるのは見当違いで、個性の異なる者たちの能力を的確に見抜き、適材適所、無駄なく使えてこそ真のリーダーである。

また、本の作者は、官兵衛の言葉をこのようにも述べております。

人の短所ばかり目が行くようでは大将として二流、人のよさが見えてこそ、初めて一流と言える。部下の短所をあげつらうのではなく、長所に目をとめ、それを最大限に引き出すことが、リーダーとしての運命がまさにそこにかかっているものと思う。

私も偉そうなことを言える立場ではございませんが、人は、つい気心の知れた仲間で自分の周りを固めてしまい、能力よりも相性のよさを重視してしまう傾向があります。大きな組織ともなると、ぬるい集団でやっていけるほど現実には甘くなく、たとえ相性の合わない相手でも、正しい意見には真摯に耳を傾ける度量の広さがなければ、うまく組織をまとめていくことができないというもので、組織の上に立つ人間がどのように振る舞うかを官兵衛が述べております。

大将というものは、威厳がなければ人々の抑えがきかないが、しかし、考え違いをし、わざと威厳をつくろうとすれば、逆にそれは害となるだけで、威張ろうとすればするほど人の心が離れてしまい、威厳とはおのずと内からにじみ出てくるものでなければならないと、豊臣秀吉の天下取りを助けた軍師、黒田官兵衛の家臣に対する考え方だと、作者は最後にまとめておられました。

以前の一般質問でも述べたことですが、市のリーダーともなれば、私ども議員とは違い、常に孤独で、山頂に立つ一本松のごとく、厳しい風雪に耐え忍ぶ強靱

な体力を持ち合わせていなければならないと思います。どうか岩田市長におかれましても、いま一度初心に戻り、安心安全で住みよい尾鷲市を目指し、互いに切磋琢磨しながら、議会と対峙姿勢をとるのではなく、議会とは車の両輪となって、常に市民目線の市政運営に心がけていただくことを、ここに切にお願いを申し上げる次第であります。

私自身も、みずから反省することも少なくはありませんが、これからも常に市民の立場に立ち、市民から信頼、支持される議会活動に心がけていきたいと、今、心を新たにしているところでございますので、どうか今後とも、皆様方におかれましては、よろしくをお願いをいたします。

長い前置きになりましたけれども、それでは、質問通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

今回の質問の要旨は、既に多くの同僚議員も行っていることから、できる限り重複した質問は避け、角度を変えた質問を行いたいと考えておりますが、もし重複する部分があれば御容赦願います。

市長も所信表明で述べられたように、尾鷲市も昭和29年6月に1町4カ村が合併し、三重県下9番目の市として、人口3万3,180人で市制がスタートしました。そして、ことしの6月20日に市制施行60周年を迎えます。市の人口も、平成26年1月末の住民台帳によりますと、人口1万9,950人と、既に2万人を切り、市としての行政機能が維持できるか心配になってきました。

また、この7月には熊野古道世界遺産登録10周年記念、そして、この月の3月30日にはついに、地域の念願でありました近畿自動車道紀勢線、いわゆる濱中佳芳子議員の命名の命の道が、紀伊長島インターと海山インター間15.1キロが供用開始されることになり、あとは尾鷲北インター―南インター間約5.4キロの未開通部分を残し、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町、いわゆる東紀州地域で人口約7万6,000人の人々が生活を営んでいる2市3町を車で40分圏内をつなぐことが可能となり、市町間の時間の短縮により、今後、より一層連携を密にし、広域行政の推進が望まれる新しい時代に突入した感がいたします。

時代は日々変化する中で、現在の尾鷲市を取り巻く諸情勢は非常に厳しさを増すばかりです。特に、最近の市政運営は驚くことばかりで、輪内中学校旧校舎解体工事では、市民からの通報により、撤去しなければならない旧校舎の基礎コンクリートの大半が、撤去されずにそのまま埋め戻されていた問題、教育現場での

到底考えも及ばない、業者による手抜き工事が発覚しました。

信じられない輪内中校舎基礎コンクリートの未撤去問題についても、発覚から約50日以上が経過し、ある程度の全容が明らかとなり、掘り返した部分のテニスコートの復旧にもやっとめどが立ち、学校全体に落ちつきを見せてきた様子を感じとることができます。

地元新聞によりますと、岩田市長と二村教育長が、先月24日に輪内中学校を訪れ、同校の全校集会で生徒や先生に、今回の問題で、工事の騒音で授業やクラブ活動の練習に多大な迷惑をかけたことを生徒らに謝罪したと報道されています。市長の今回の行動に一定の評価をしたいと思いますが、市長が教育現場に直接出向いて生徒たちに謝罪したことは、私の議員歴32年の中でなかったことです。いかに、今回、教育現場を舞台に行われた契約不履行による背任行為は、学校や生徒、そして市民を裏切った許せない行為だと考えております。

議会の生活文教常任委員会では、今回の問題を重く受けとめ、3回にわたり輪内中の現場を視察し、一日も早い問題の全容解明と速やかな現場復旧を全議員が心から望んでいました。

1月21日に開かれました生活文教常任委員会の席上で、輪内中の仕事を請け負った共同企業体の代表者が、大変なことをしてしまい申しわけないとした上で、施工業者として全責任を持って対処したいと謝罪いたしました。当然のことで、今回の問題はあきれ果てて言葉を失いました。

市民間では、輪内中と同じ請負業者が宮之上小学校の整備にも携わっているのので、計画どおりの工事施工が行われているのか心配し、輪内中の問題が解決するまで工事をとめるべきとの多くの市民からの声を聞かされたのも現実でした。

前代未聞と思われる輪内中の問題解決に向けて、これまで曖昧な態度を示していた岩田市長も、基礎コンクリートのほかに旧校舎の浄化槽コンクリートの残骸やトタン等が不法に埋め戻されていたのを発見するや、ついに基礎放置問題を憂慮して、廃棄物処理法に基づき施工業者等を刑事告訴する方針と、民事訴訟でも損害賠償を請求することをあわせて委員会の場で示しました。残すは行政処分の問題ですが、この点については、市民が納得し得る厳しい処分が下されるものと判断をしております。

憂慮する輪内中の問題は、岩田市長はこの原因の発生がどこにあり、どのように問題解決に向け対処しようとしているのか、市長の不退転の決意を改めてお伺いいたします。

次に、1月27日に開かれた臨時議会で、市長が提案した浄化槽整備に関する3議案と尾鷲市の組織機構変更についての条例改正の、4議案が全会一致をもって否決されました。否決の理由はともかく、臨時議会で提案された議案の全てが否決されたことは尾鷲市制60年初めての出来事であり、今後においても後世に語り継がれる臨時議会となりました。

臨時会での提出議案が全て否決されたことは、いわば岩田市長の市政運営に対して議会が市長不信任決議にも匹敵する行動をとったものと、一方では受けとめることができるのではないのでしょうか。

ところが、岩田市長は、反省するどころか議会との対峙姿勢を明確にし、臨時会で浄化槽整備事業に関する条例が全会一致で否決されたにもかかわらず、10日後の2月7日には市が運営するホームページに、尾鷲市浄化槽整備事業にかかわる優先交渉者の決定についてとの見出しで、PFI事業推進のために優先交渉権者を決定し、ホームページにて公表をいたしました。

このPFIグループ決定の公表は、議会が否決した浄化槽整備市町村設置型PFI事業にかかわる行為で、議会議決を無視し、従来どおり、浄化槽整備事業をPFI事業として強硬に押し進めようとする行為で、なぜ市民や議会に対して十分な説明もせず、議会議決をないがしろにした、ホームページへのPFI事業にかかわる事業所の公表は私ども議員を逆なでする行為であり、全くもって理解することができません。

日本国憲法第8章地方自治、第92条地方自治の基本原則、第93条地方公共団体の機関、その選挙、第94条地方公共団体の機能、第95条特別法の住民投票等、以上の4条例が日本国憲法に明記されております。いわば、日本国憲法では、地方公共団体は法律の定めるところにより、財産を管理し、事務を処理し及び行政を執行する機能を有し、法律の範囲内で、その議事機関である議会の議決を経て条例を制定できるものとされております。

議員同様に、市民から直接選挙で選ばれている岩田市長には釈迦に説法で大変失礼かと思いますが、地方議会の議決権をどのように認識していますか。いま一度、尾鷲市の行政をつかさどる尾鷲市長としての認識をお伺いします。

本来ですと、今後の浄化槽事業については、議案否決されたことを踏まえ、もっと議会と話し合いをした上で、妥協点を模索して次の段階に進むのが普通の行政運営だと考えますが、なぜ。岩田市政には普通の常識が通じないようです。

私は、最近、ある方からとても信じられないことを聞かされました。聞いた話

によりますと、岩田市長が、議案が否決された直後に、議会を解散してでもこのPFI事業を進めると豪語したとか聞きます。半ば信じがたいことですが、市長が本当に言ったのであれば、どのような根拠をもって議会を解散しようとしているのか、明確にこの場でお聞かせ願いたいものであります。

同じく、臨時議会で否決された、水産のまち尾鷲市から魚に関連した課の名称をなくそうと提案した機構改革。これまで尾鷲の魚を売りにしていた岩田市長の政治姿勢と異なった提案に、漁業関係者の方々は、突然の提案に驚いたそうです。しかし、機構改革に関する条例については、今議会の初日に魚のかわりに水産を入れた名称を変更して、本会議にて可決されました。

本来、本会議で否決された議案が、臨時会で再提出し、可決する場面は想像できるが、緊急性の高い臨時会で議案が否決され、その議案が本会議で可決されることは本末転倒な出来事だと話す市民も少なくありません。

いかに、議案提出に際し、市民や議会に対して執行部から詳細な説明がなされていないどころか、提出議案に当たり、相変わらず市民や議会の意見を聞こうとしない岩田市政がもたらしたはずみが、さきの臨時会での4議案全ての否決につながったものと考えられます。

これからも、私の議員活動は、市長同様に市民から直接選挙で選ばれた二元代表制の議員の1人として、議会は岩田市政の単なる議案追認機関でないことをこの場で明確に申し上げたいと存じます。

また、今後の私の議会活動においても、これまでどおりぶれることなく、是々非々の立場で臨むことも、強くあわせて申し上げたいと存じます。

議会冒頭に可決した条例にしても、統合する課の名称が、食のまち推進課から水産商工が入っただけで、3年前に岩田市長の強い思いで立ち上げた魚まち推進課の成果や問題点が詳しく検証されることなく廃止され、水産商工食のまち推進課に変更し、しかし、一方の木のまち推進課はそのままの名称で残しました。

私から見れば、6次産業の推進を一段と図るといふものの、魚まち推進課を弱体化させるための機構改革としか受けとめることができません。むしろ、食のまちづくりを推進するのであれば、商工観光食のまち推進課と改め、魚まち推進課は、木のまち推進課と同様に、そのまま水産のまち尾鷲を売り出すためにも残すべきであったものと私は考えます。

私は、市長や職員の方々の前向きな姿勢に水を差す気持ちは毛頭ございません。しかし、尾鷲の食といえ、やはり真っ先に連想するのは魚であり、食で売り出

すのであれば、まず尾鷲魚市場の整備に着手し、尾鷲港を中心とした防災機能を備えた港、尾鷲道の駅等の位置づけを明確にすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。市長の食にかける意気込みをお聞かせ願います。

次に、機構改革に伴う尾鷲市再任用計画についてお伺いをいたします。

尾鷲市再任用計画に関する条例が、たしか平成13年に可決され、既に十数年が経過しております。尾鷲市において再任用の件は、平成25年度から実施された地区公民館のコミュニティーセンターへの変更により、センター長に経験のある職員を配置する計画を打ち出し、再任用した職員を配置すべく数名を募集し、実行に移そうとしましたが、再任用職員1人当たりの人件費が400万円余りと知らされ、市民や議会から高額採用に大ブーイングが起こり、岩田市長は計画を取り下げた経緯があります。

今回は、退職される職員の方々が満61歳を迎えないと年金が支給されない制度改正から、再任用職員を数名募集し、適材適所に配置すると聞いております。市としては、新しく再任用しようとしているOB職員の方々をそれぞれどの課に配置し、どのような役職と位置づけで職務を任せようとしているのか。また、今後における尾鷲市職員の採用計画と再任用職員の採用任期とともに、今後の再任用計画についてもあわせてお聞かせを願いたいと思います。

そして、数年前から行っていない管理職登用試験についても市長の御見解をお聞かせ願います。

最後に、ごみ有料化が、高額なごみ袋代金の影響もあり、市民間に浸透し、大幅なごみ減量につながっておるのは現実であり、一方、ごみの減量化とともにごみの不法投棄も相変わらず根強く、一口に搬入ごみが減ったと安心できる状態ではないのも事実です。

来年度から消費税のアップ、電気料の値上げ、そして、県条例の均等割の増額等が、低所得者の市民の皆様の日々の生活を圧迫し、一層苦しめる事態を招くことは申すまでもありません。

尾鷲市として、ごみの減量化が市民全体に浸透してきたことを踏まえ、この際、時期を見据えて、ごみ袋代金を思い切って半額以下に値下げする考えを持ち合わせていないか、市長にお尋ねをいたします。

そして、広域処理を進めているごみ処理施設整備計画の進捗状況と、高速道路供用開始に伴う2市3町間での広域行政を見据えたスポーツ施設等の整備についても、市長の、もし考えがあれば、お聞かせを願いたいと思います。

一般質問トップバッターの三鬼和昭議員が、質問の冒頭に、春は巣立ちの季節とともに、出会いと別れのときであると述べられました。私は、毎年、この時期に開催される定例会を迎えると、退職される職員の方々との初めての出会いの場面を浮かべます。初めての出会いを真っ先に思い出す方、なかなか思い出せない方もいますが、今年度末で退職される職員の皆様の思い出の日々は尽きることなく、私の記憶に残っております。

今、本会議場にて、公僕として最後の職務を果たそうとしている小倉宏之木のまち推進課長、大川一文総務課長、奥村英仁市長公室長、川端直之教育総務課長、中森将人税務課長、野田耕史環境課長、和田恭典病院総務課長、長いお勤め、本当に御苦労さまでした。また、議場以外でも、今年度をもって退職を予定している職員の皆様方に、大変高い席からではございますが、長年の御労苦に心から敬意と感謝を申し上げまして、壇上からの質問といたします。

副議長（田中勲議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 南議員の御質問にお答えいたします。

まず、輪内中学校の問題についてであります。

原因究明につきましては、先ほども真井議員に申し上げましたとおりであります。担当職員が毎日現地に出向き確認をし、それとともに、幾度となく業者から聞き取りを行っております。

業者は、故意、作為的ではないと主張しており、基礎及び解体材も、J V職員が現場等の確認を怠っていなかったら残置せずに終了できたと思いますとの回答であります。

以上のことから、我々でのこれ以上の追及は難しいと判断し、また、非常に悪質であると思っております。今後の対応としましては、刑事告訴し、全容の解明を図ってまいります。

刑事告訴につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の疑いが強いと判断し、警察の指導を仰ぎながら内容を精査した上で、早期に告訴状を提出したいと考えております。

また、損害賠償につきましては、この件に関して実質の損害をこうむった金額が対象とされます。請求の時期につきましては、刑事罰が決定後のほうが論点が明らかになりスムーズに行えるとの市の顧問弁護士のアドバイスがありましたので、そのように考えております。

次に、行政処分についてであります。現在、工事請負人指名審査会による審議の前段階として、行政処分についても県や顧問弁護士に相談するとともに、関係課による協議を進めております。行政処分につきましては、告訴の結果を待たずに処分することもできますが、刑事告訴として受理されるであろう内容についても、ある程度、処分の検討材料といたし、関係機関の意見を精査しているところでございます。

本件につきましては、私としましても厳しい態度で臨みたいと考えておりますが、こうした検討材料を踏まえた上での判断になりますので、いましばらくお待ちいただきたいと思っております。

次に、本工事の監督員の職務範囲についてであります。三重県建設工事監督要領によりますと、監督員の職務は大きく、品質管理に関する業務、契約管理に関する業務、会計法上の業務の3項目に分けられます。建築工事につきましては、建築士法上、定められた監理者を配置しなければならないこととなっており、本工事においても、監理業務委託として発注しております。

監理業務委託とは、委託契約書の特記仕様書にあるとおり、監督員の職務のうち品質管理に関する業務として、立ち会い、報告、指示など工事施工状況の把握という業務を一括して委託するものであります。

したがいまして、工事施工の段階確認につきましては、施工者が提出した施工計画書及び施工状況の報告をもって監理者が承認し、問題があれば発注者に報告して協議を行い、問題がなければそのまま次の工程へ進めていくという流れとなります。

本工事に関しましては、今回の事案において監理者からの報告がなかったため、発注者側としては、請負契約の内容どおり施工されているものと考えておりました。

次に、完成検査によるチェック機能についてであります。

尾鷲市建設工事検査規則では、完成検査は、契約書、仕様書、設計書及び図面に基づき、工事の出来高の適否を現地において検査しなければならない。また、地中など外部にあらわれない工事で、その適否の判定が困難な場合には、監督員から工事施工の状況等を聞くとともに、記録、写真、資料、その他の関係書類に基づいて判定するとしております。

また、尾鷲市工事検査業務及び設計・積算支援業務発注基準では、建設工事及び建築一式工事のコンサルティング業務のチェック体制の強化を図り、適正な業

務の執行を確保するために、設計金額5,000万円以上の建築一式工事については、公共工事発注者支援機関へ検査業務を委託することとしております。

本工事につきましては、この支援業務発注基準に基づき、県内で唯一公共工事発注者支援機関として認定されている公益財団法人三重県建設技術センターに検査業務を委託し、尾鷲市建設工事検査規則に基づいた検査を実施したものであります。検査につきましては、本市担当検査官も同行のもと、技術センターの現地検査員が三重県営繕工事検査基準に基づき書類、現場の確認を行いました。本案件の基礎部分につきましては地上にあらわれない部分でしたので、検査規則に基づき、書類及び聞き取りにより判定を行ったものであります。

次に、今後の対策についてであります。

監理者を置いた場合の監督員の職務範囲は先ほど申し上げたとおりであります。今回の事案が発生したことを受け、監督員としても現場にできる限り足を運び施工状況の監視をすることで、監理者、施工者に緊張感を持たせることにより適切な工事となるよう、これを行ってまいります。

また、一定額以上の工事物件に対しましては、重点箇所についてビデオ撮影等により現場の状況を監視することも検討しております。さらに、今回の事案を受けて、管理監督のあり方の検討を庁内においても進めているところであります。

次に、地方議会の議決権の認識につきましては、地方自治体は二元代表制をとっており、その一翼を担う議会においては執行機関とは独立、対等の立場であって、執行機関を監視する役割以外に、議決により地方自治体の基本事項を決定し、意思を確立していく、地方議会の中でも最も重要な権限であるものと認識しております。

なお、市議会を解散してでも、このPFI事業を進めると言ったことはありませんので、御承知おきください。

次に、機構改革と、それに伴う今後の施策の展望としての港の環境整備についてであります。

機構改革につきましては、これまで本市におきましては、海業、山業のキーワードのもとで、第1次産業を6次産業化の手法で活性化させるため、私は、魚まち推進課を中心に、魅力ある魚のまちづくりを推進させてまいりました。

そして、第6次総合計画により、この取り組みをさらに進化させ、より広い分野にて効果を創出するために、食のプロジェクトにおいて横断的な連携をさせようとしているものであります。第1次産業の振興については、この取り組みの

中でより一層、6次産業化を推し進めていくことが必要と判断しております。そのため、従来の第1次産業としての事業枠に横串を刺すようなイメージで、横断的な連携を持たせるためにも、その最も効果的で効率的な手法を食として、生産側の活動と流通、消費側の活動をより連動させる仕組みをつくらうとしているものであります。

こうしたことから、食のプロジェクトでは市役所内のあらゆる分野、事業を総合的なまちづくりとして取りまとめておりますが、特に、魚まち推進課と商工観光推進課の一体化は不可欠であり、このため、このたび、水産商工食のまち課として、再度提案させていただいたものであります。

こうした新たな課の設置により、入り口である生産活動と消費という出口側の取り組みを、より一体化した取り組みとして創出してまいりたいと考えております。

また一方で、従来の第1次産業としての事業も、当然ながら、これまで以上にしっかりと取り組んでまいります。

次に、港の環境整備についてであります。

尾鷲港港町地区につきましては、県の尾鷲港港湾計画において水産業を扱う水産関連ゾーンとして位置づけられており、港町地区に立地する尾鷲漁業協同組合の尾鷲魚市場では、市全体で水揚げされる水産物の50%近くが取り扱われております。

また、三重県漁連尾鷲生鮮加工センターでは、フィレ加工等需要の多様化に対応した製品に加工し、高鮮度、高品質の製品が全国へ提供されており、尾鷲港は本市の水産業の拠点として大きな役割を担っております。

中でも、尾鷲漁業協同組合が開設する尾鷲魚市場は、尾鷲市の水揚げの拠点、また、この地域の中核的産地市場として、その社会的役割は大きく、本市の産業、経済に与える影響は極めて大きいものがあります。

また、尾鷲港は、おわせ港まつりやイタダキ市の会場等、市民生活にも関係が深く、外来客にとっても象徴的なにぎわいの場でもあります。

一方、尾鷲港産地協議会は、尾鷲漁協を中心とする水産業関係者と行政が連携して、尾鷲の水産業に関するさまざまな課題や問題点を整理し、所得向上につながる取り組みを初め、施設の利活用や整備について取り組まれております。

尾鷲港産地協議会では、3年間の産地強化計画を策定し、その計画に基づき、尾鷲漁協が新たに製氷・貯氷施設の整備を行い、氷供給の安定化による漁業経営

の改善や魚価の向上を図られているところであり、本市では、製氷・貯氷施設の整備について支援を行ってきたところであります。

また、尾鷲漁協が中心となって生マグロの水揚げ誘致に取り組まれる中で、本市では、水揚げ用クレーン施設の整備等についても支援を行ってきたところですが、昨年、地元水産会社による近海マグロはえ縄漁船が建造され、高鮮度保持の技術を取り入れた高品質の生マグロの水揚げが開始されました。

尾鷲漁協では、今後、高鮮度保持による高付加価値化に取り組める員外船に呼びかけを行い、高品質の尾鷲産生マグロとしてブランド化を行い、水揚げの増大を目指すとともに、これら新たな取り組みを牽引役として尾鷲の漁業の振興を図っていく方針が打ち出されております。

そのためには、市場機能の強化を図り、水産関係者の所得向上や漁業が存続できる産地の形成を目指すために、実態に即した効率的、経済的で、高度衛生管理が可能な水産物荷さばき施設の整備や改修が課題となっております。

今後は、尾鷲港港湾計画などの関連計画との整合を図るとともに、尾鷲魚市場の機能強化等について、漁業協同組合や水産業界関係団体、県と協議を進めてまいります。

また、尾鷲港を中心とした防災機能も備えた道の駅の位置づけという御提案であります。現在、食のプロジェクトにおいて、食の拠点と道の駅の位置づけについての検討をしているところでありますので、この中で双方の役割、関係性を明確に位置づけたいと考えております。

現時点での考え方といたしましては、食の拠点は、産業分野だけでなく、集客、文化、教育など多様な活動の拠点として位置づけたいと考えており、特に集客においては、本市のこれまでのあらゆる取り組み、仕掛けと連動する核となるべき施設だと考えております。

また、港にそうした拠点を検討するに当たりましては、当然、浸水域に対する防災上の観点もあわせて検討しないといけません。

一方で、道の駅は、これまでも御説明をさせていただいておりますが、熊野尾鷲道路と国道42号が交わるポイントとして、尾鷲南インターチェンジ付近への設置を検討しており、この役割は、港の食の拠点や町なかへのゲートウエー、玄関口としての機能を重視し、熊野尾鷲道路Ⅱ期線の開通後には最も人の動きが盛んになると予測されるポイントでの情報発信とするとともに、災害時の復旧復興拠点としての機能を持たせたいと考えております。

議員の御提案同様に、尾鷲港を中心とした拠点の創出は重要な取り組みと考えております。

次に、再任用職員についてであります。本年の再任用職員数は3名と決定したところであります。その配置先につきましては、職員の知識、経験、適性を生かせる適材適所への配置を検討した結果、建設課への技師職へ1名、防災危機管理室へ2名を配置する予定であります。

防災危機管理室では、新規事業の防災支援員業務として、自主防災組織に加入していない災害時要援護者の組織加入や防災意識の高揚を図る業務に取り組んでもらい、長年培った能力、経験を有効に活用したいと考えております。

また、任用期間については、公的年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられることから、平成25年度、平成26年度末退職者の再任用職員は1年とし、段階的な引き上げを実施しますが、再任用対象者数は年々ふえることが予想され、平成33年度には17名が対象となります。

このことから、本市では、各課に再任用業務意向調査を実施し、検討を重ねておりますが、防災危機管理室のほか、税務課では滞納者に係る財産調査、督促状の発送、市民サービス課では諸証明の発行及び住民異動届等の事務、福祉保健課においては家庭、児童や助成相談業務、介護予防業務、民生委員児童委員協議会などの事務局業務、環境課においては清掃工場関連業務等が挙げられており、各課への配置先については十分協議した上で決定してまいりたいと考えております。

なお、職員採用計画であります。本市においては、業務の適正化を図りながら、定員適正化計画に沿った職員数の削減により効率的な行政運営を目指し、取り組みを進めており、平成22年度、平成23年度の採用者数は3名、平成24年度は事務職5名、土木技士1名の計6名、平成25年度は事務職4名、林業技士1名の計5名を採用したところであります。平成26年度においては、事務職8名、土木技士1名、保健師1名、管理栄養士1名、幼稚園教諭1名の計12名の採用を予定しておりますが、これは、還暦を迎えた職員の年齢構成等の状況や技士育成による組織強化の観点や国からの移譲事務、複雑、高度化する行政課題など、各課における業務が増加、多様化しており、職場環境としては厳しさを増してきていることから、本市の実情に合わせた採用を行っております。

また、定員適正化計画においては、全ての市区町村を対象にし、その人口と産業構造の二つの要素を基準とした類似団体として職員数を比較すると、本市においては、約14人少ない状況となっております。

今後の採用計画については、先ほど申し上げたように、行政需要の変化や事務職、専門職、土木、建築、環境、郷土室、図書室の年齢構成、職階バランスを考慮しつつ、定員管理に努めたいと考えております。

次に、管理職登用試験についてであります。平成17年度から平成19年度までポスト不足、昇格対象者の増加もあり実施いたしましたが、職員の年齢構成上、若い管理職の登用は必然であり、県下においてもこのような制度を取り入れるところはなく、平成24年度から廃止しております。

一方、平成17年度から人事考課制度を取り入れ、職員の意識改革、人材育成につながるとともに、組織目標に基づき個人目標を設定することにより、業務の明確化、取り組み、成果を確認することにより評価制度を取り入れております。

このようなことから、課長補佐級等においては、組織を担う資質向上のためのリーダー研修や人事考課制度評価者研修に参加させ、次代を担う管理職として時代の変化に的確に対応し、迅速かつ効果的に目標管理を持って職務を遂行していくための人材育成の充実を図っており、管理職の登用については、一定の評価をもとに、能力、意欲のある職員を登用しているところであります。

次に、指定ごみ袋の料金体系の見直しについてであります。

ごみの有料化の主たる目的は、県下で最も多くなっていた市全体のごみ排出量を早急に減らすことで、ごみ処理費用の削減と新たなごみ処理施設の建設費用、運営費の削減を図ろうとするものであります。

この目的を達成するためには、まずごみの減量を定着化させ、これを継続していくことが必要であります。制度開始から1年に満たない期間で、ごみ減量の定着化の有無を判断することは非常に難しいと考えております。

今般の社会情勢において、市民負担の軽減は重要な課題であり、価格検討の必要は十分に認識しておりますが、減量の定着が確認できるまでしばらく時間をいただきたいと考えております。

今後、ごみの減量が定着すれば、当然のこととして、ごみ収集手数料の引き下げを実施してまいりたいと考えております。

次に、広域でのごみ処理施設建設に関しましては、東紀州5市町の担当者レベルによる検討会議を今年度に5回開催し、それぞれ市町の課題や考え方などを抽出し、検討を重ねてまいりました。

今後は、平成32年度中の処理施設完成を共通の目標とし、平成26年度内に広域行政組織の設立協議会の立ち上げを目指して準備を進めてまいります。

広域行政推進でのスポーツ施設等につきましては、2市3町とも高速道路の開通により行き来の時間短縮が進み、各市町のスポーツ施設等の相互利用が可能となり、交流もより発展するものと考えられます。交流を図っていく上においては、県営施設等の誘致や財政的協力を広域的に協議する場を持たなければならないと考えております。

これらは検討中のものもありますが、現在既に、一部事務組合を設立し、事務の共同処理を行い、また、広域での観光振興も行っているものもあり、今後も道路交通網や情報通信網等の社会基盤整備が進む中で、個別及び全体の状況を踏まえ、近隣市町との連携を密にし、効果的な広域による取り組みも促進しながら施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

副議長（田中勲議員） 正午を過ぎると思いますが、続行いたします。

8番、南靖久議員。

8番（南靖久議員） 大変、質問が終わってから時間が来てしまいました。

市長には、大変懇切丁寧な御答弁をいただきまして、やはり市長としての基本的な考え方というのがよくわかったんですけども、短い時間ですので、どこまで議論できるか心配なんですけれども、まず、輪内中学校の問題ですね。真井さんの答弁でも答えていただいたように、やはり認識が私と、今回のことは悪質であったということには、全く認識が合致しておりますし、そういった意味では、弁護士あるいは警察等との相談のもとで、刑事告訴や民事訴訟については、そちらのほうで検討をしていただければいいかと思っておりますけれども。

ただし、やはり行政処分については、やはり市長みずから下せることでございますので、これは当然、毅然とした態度で進んでいただきたいと強く要望をしておきたいと思っております。

それについて、いま一度、行政処分についてはどのようにお考えですか。

副議長（田中勲議員） 市長。

市長（岩田昭人君） この件に関しては、弁護士にも相談したら、刑事告訴の受理状況も見なさいよというようなことでありますので、そういった状況を見ながら、厳しい態度で臨みたいと思っております。

副議長（田中勲議員） 8番、南議員。

8番（南靖久議員） そもそも、今回のこのような事件が発覚したというのは、下請業者さんが尾鷲市の学校に携わっておったということでございますので、やはり、議会もそうなんですけれども、尾鷲小の問題では、かなり市民的な、厳しい意見

も受けましたし、そういった意味で、議会もやはり議決した責任というものがございますし。

今回のつながった経緯というのは、尾鷲小学校の取り扱いの問題が、やはり執行部、議会とともに、まずかった点が、今回もたらした大きな要因の一つにもなっておりますので、真井議員同様、こういった下請業者については永久追放をしていただきたいと思いますけど、いかがですか。

副議長（田中勲議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 尾鷲小学校の問題については、議員の提案もあって、いろんな改善、設計変更の見直しとか、いろんな改善をやってきました。今回についても十分反省して、教訓を生かしていきたいと思っておりますが、下請業者については、そういうような形での対応ができないか、そういった検討をしてみたいです。

副議長（田中勲議員） 8番、南議員。

8番（南靖久議員） 設計監理会社ですか、あすの教育の常任委員会のほうで呼んでいただくという段取りが決まっておるか聞いておりますので、そういった席である程度のやりとりができると思うんですけど、やはり、設計監理についてもやはり怠慢であったと思うんです、常識的に考えても。

それと同様に、やはり行政としての、僕は、管理体制も甘かったと、そのように認識をしておりますので、市長の中でいろんな対策についてありましたけれども、やはりより一層、心を新たにして、宮之上小の問題は取り組んでいていただきたいと思います。要望しておきます。

それと、市長は、P F I 事業なんですけれども、議事を解散してでも云々ということはないということですので、私は信じたいと思います。

これについて、村田議員さん、奥田議員さん、真井議員さんというように、全くP F I はもうだめだよというようなお話がございましたけれども、私は、委員会の席上、常に言うてきたのは、市民に対しての説明ですね、しっかりと。そして、地元業界の理解のもとでP F I 事業は進めてくださいよ。私のみならず、当時の審査した常任委員会がほとんどそういった考えで進めていたと思うんですね。

また一方で、三鬼和昭さんなんかはしきりに、やはり条例制定から先に進めるのが筋じゃないのかというような意見も聞かされましたけれども、あえて前回、臨時議会で、市長が、恐らくアドバイザー業者を報告するためにも、やはり料金設定をきちっとするためにも、臨時会で議案を上げたと思うんですね、僕は、

そういった意味では。

ところが、議会が拙速であると。全く、市民の理解、説明不足。それに、業界の方の反発が聞かれて、議員、いろんな意見があろうかと思うんですけども、臨時議会では、まれに見る、考えられないような全会一致で終わったわけですね、このPFI事業については。

時間がないので。市長はあれですか、この4月から環境課のほうで市民説明会、あるいは業者に対する説明を回すようですけど、それが終わった段階で、再度、6月定例会で同じ議案を上げるおつもりなんですか。

副議長（田中勲議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 優先交渉権者の公表をして、それで、臨時会での否決の指摘、市民への説明不足、あるいは業者の方の御理解、そういったものを何とか克服しようということで、市民説明会、あるいは業者の皆さんとの説明会をやらうとしておりますけれども、議会のほうではなかなか御承認いただけないところもありますので、再度、どうしたらいいのかを議会に相談をさせていただきたいと思っております。

私としては、今までの進めてきた経緯から、何とか7月のPFI事業の実施を目指していきたいと思っております。

副議長（田中勲議員） 8番、南議員。

8番（南靖久議員） 私も、臨時会の席上、PFI事業は取りやめて、もう市町村設置型でいったらどうですかというようなことを再三お話しさせていただいたと思うんですけど、僕の認識不足もあって、今回の3名の方の議論をやはり聞いておりますと、今回、計画した市民説明会のアドバイザー、本ですか、要旨の数字なんか、やはり、でたらめとは言いませんけど、曖昧な数字だなというようなことを、改めて僕も認識をさせていただきました。

真井さんも、先ほど田辺市の、和歌山県の例を手にとりましたけれども、特に、田辺市なんか広い分野でございます。和歌山県でも有数の広い土地、合併してなったんですけど、そこなんか、農業集落、点々としてポイントでやって、その中にはもちろん公共下水もあります、田辺市の場合。そして、なおかつ市町村設置型も地域を指定して行ったというようなお話を聞かせていただきました。

尾鷲市の場合なんかは、できないところもできるところも一緒くたに、極端に言うたら、山の中まで指定してしまっておるんですね。当然、全域指定というのは、市長が説明しておりましたけれども、僕は、とんでもない指定のやり方だと

思うんです。

田辺市の例をとりますと、田辺市は、PFI事業じゃなしに市町村設置をするのに3年間の事業期間を設けて、地域に出向いて説明したわけなんです。地域の中で20個以上、毎年20基以上設置するという確約が、3年間とれたら最低60基というノルマで市町村設置型を進めております、現実に。それが3年任期ということでございますので、任期が切れたら、当然、個人設置型ということで進めているわけでございますけれども。

やはり、今回、尾鷲市が進めようとした市町村設置型、PFI云々じゃなしに、全域を指定するというのに、僕は、大きな大きな矛盾点が生じていまして、またこれが一つのとんでもないような方向に発展していくおそれがありますので、もしも事業展開を進めるのであれば、PFIなんかとんでもない話ですので、差し当たって、市町村設置型を改めてしっかりと説明し、両論併記で、個人設置型もこうですよというようなことを、しっかりした数字をはじいた上で、もし来月から行う予定であれば、そういった数字をはじいた、市民説明会の中で、しっかりとした市民に対しての説明を果たしてほしいと思うんですが、いかがですか。簡単に。

副議長（田中勲議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 田辺市は公共下水道もあり、農業集落排水もあるという中で、地域的に市町村設置型の浄化槽の設置事業を進めているということでもありますけど、尾鷲は公共下水もない、集落排水もやっていないということでもありますので、全域として市町村設置型の浄化槽整備を進めていかざるを得ないんじゃないかなと思っております。

それから、説明につきましては、そういうような形で進めさせていただきたいなと思っておりますので、議会のほうのまた御了解をいただきたいなと思っております。

副議長（田中勲議員） 8番、南議員。

8番（南靖久議員） いずれにしても、市民説明会にはしっかりとした数字をもとに説明していかないことには、全くやりとりの中で、合併、個人設置型は60万要るんですよというような、とんでもないような、一番高いような数字を明記するようなやり方はぜひともやめていただきたいと。これは、私のほうからも強く要望をしておきたいと思っております。

それと、もしも市長が、あくまでもアドバイザーにこだわって、PFI方式

の方向を変えないという強い気持ちがあるのであれば、仮にでも、名古屋の河村市長なり、大阪の橋下市長が、議会を解散できないので、自分の、みずから真意を問うということで辞職されて、河村さんも再度市長に当選されました。それから、大阪の市長も間もなく市民審判を仰ごうとしておりますので、もし進めるのであれば、そういった強い気構えを持って、しっかりとした根拠を説明した上で次の行動に僕は移っていただきたいと思うんですけれども、市長として、市民の真意を問うてまでPFIを進める気持ちはありますか。

副議長（田中勲議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 今まで進めてきた事業の流れからいって、PFI事業が優位だというふうに思っております。真意を問うかはさておいて、市民の皆さんの御理解を得られるように精いっぱい努力をしていきたいと思っております。

副議長（田中勲議員） 8番、南議員。

8番（南靖久議員） 市長はあくまでもPFIが有利だというような方向でございませぬけれども、きょうも傍聴席に数名の地元の業界の方がみえますけれども、市民説明会はできましょ、それは。市民説明会は可能です。ただ、説明会の中で、今のような状況の中で、僕は到底、地元の業界の理解が得られるとは全く思いませぬし、また、僕以下の議員も、今のような感じの中で、到底議決があり得ることではないし、私としても、現時点で、こういった地元の業者が毎回毎回、死活問題にかかわる問題だといっ、大変忙しい中を傍聴してくださっておるような段階の中で、当然、私としては、現時点では、市長が進めようとしておるPFI事業を認めるわけにはいきませぬ。

それと、市長も先ほど、当面は個人設置型でいきたいということでございますので、新築のうちに対しても、和歌山県なんかは補助を出しています。奥田さんの話にもございましたけれども、三重県に言っても補助をつけていただくよう、僕は当然、努力するべきじゃないんですか。いかがですか。

副議長（田中勲議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 当然、個人設置型でいくのであれば、今までの補助要件から悪くなるわけですので、それを市で持つべきというような議論を今、進めております。要するに、県の補助がなくなった分を何とか市で持てないかということは今、検討しております。

副議長（田中勲議員） 8番、南議員。

8番（南靖久議員） 時間が超過しましたけれども、ぜひとも、市長がそういった環

境の浄化、当然、きれいな海、きれいな川はみんなの望みでございますので、でき得れば個人設置型を、今の答弁でいくと、もっと条件をよくして個人設置型で進めたらどうですか、それなら。P F Iをやめても。いかがですか。

副議長（田中勲議員） 市長。

市長（岩田昭人君） その意見も承って、これから検討させていただきたいと思いません。

副議長（田中勲議員） 8番、南議員。

8番（南靖久議員） ぜひともそのような方向でお願いをいたしますし、これから市町村設置にしろ、P F Iにしろ、進めるに当たっては、必ず条例を先に進めていただきたいと思っておりますので、これは議会として強く要望をして、私の質問といたします。済みませんでした、ありがとうございました。

副議長（田中勲議員） これで南議員の質問は終結いたしました。

ここで昼食のため休憩をいたします。再開は1時30分といたします。

〔休憩 午後 0時18分〕

〔再開 午後 1時30分〕

副議長（田中勲議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、6番、濱中佳芳子議員。

〔6番（濱中佳芳子議員）登壇〕

6番（濱中佳芳子議員） 今定例会の一般質問も最後となりました。最近はくじ運が恵まれているのか、恵まれていないのか、最後でお話をさせてもらうことが続いております。ほかの方との質問と重なって退屈されないように、できるだけ簡潔に質問していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、食育についてお尋ねいたします。

今定例会の所信表明において、市長は、これからのまちづくりは食による有機的な連携をさせたいとおっしゃっていました。昨年年第2期就任直後の所信表明にも、尾鷲を担う人づくりにおいて、その推進エンジンは食に絞ったものとするとして、学校教育を中心とした食育を進めていくとされていました。平成22年にも学校における食育の考え方を伺う一般質問をさせていただき、地域の食文化を子供たちに伝えるための取り組みなどを御紹介いただきました。さらに、給食未実施校の小学校2校については、その後、配送式で給食が始まり、好評をいただいていると聞いています。

現在、高視聴率を誇るNHKの朝の連続ドラマ「ごちそうさん」、見ていらっ

しゃる方もいるかと思いますが、このドラマが好調なことからも、人々の食に対する関心の深さを感じています。

食べるということは、人が生きていく上で一番重要な行為であり、健康な体づくりのため、福祉保健課では、以前から生活習慣病改善についての取り組みなどに参加させていただいたこともあります。

国では、平成17年に食育基本法が施行され、18年には食育推進基本計画が策定され、23年度から第2次基本計画がスタートしています。

食育基本法の4章33条には、「市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。」とされています。

全国的にその取り組みが進む中、三重県では29市町のうち7市町でしかその計画ができておらず、尾鷲市でもできておりません。今後、食を中心としたまちづくりを目指す上で、市民の食に対する関心を高めることは重要で、計画に基づいた食育の進め方が必要かと思われます。この食育基本計画の策定についてのお考えをお聞かせください。

特に、学校における食育の推進は、平成21年度、学校給食法の改正により明確に位置づけされ、施行されています。第5次総合計画では、学校給食の完全実施に向けて調査研究するとなっていて、今年度スタートした尾鷲市教育ビジョンでも、食育の推進と学校給食の充実と明記されています。

現在、給食が実施されていないのは尾鷲中学校だけになっていますが、今後の方向性についてお聞かせください。

次に、浄化槽市町村型整備推進事業についてお伺いします。

これまで4人の方がこの事業についての問題点、疑問点についてさまざま御質問され、市長の答弁をお聞かせいただきました。市長の言われる環境保全や確実な維持管理についての説明をお聞きしましたが、その推進が果たして言われるようなスピードで進むのか。市民負担が初めて明らかにされたことから、その検証のために質問させていただきたいと思います。

市長は、きのう、きょうの答弁で、市債が発生するものの、環境保全のための維持管理が確実に行われるためには、個人にお任せする従来のやり方より、市が管理する方法で確実に進めたいと言われたように理解するのですが、それではいいのでしょうか。

では、その是非は別として、市民が新しい負担を理解し、その事業推進に協力

していただく条件として、自分の負担がどうなるかが最大の関心事であることは、これまでのほかの議員さんの質問でも明らかです。

そこで、まず分担金の20%負担についてお伺いします。

午前中の真井議員から、環境省の通達の紹介がありました。私が目にしたのは、総務省の公営企業の経営に当たっての留意事項という通知で、受益者負担の徴収額は全事業の10%程度を徴収し、事業に充てることとなっています。

全国的に、市町村設置型事業を実施する自治体アンケートでは、10%から20%が約8割となっています。尾鷲市の考える20%の根拠をお示してください。

次に、使用料についての考え方ですが、委員会のたびに説明いただいている資料には、保守点検、清掃、法定点検、消耗品及び修繕費があり、1年間の料金を12で割り1カ月ごとの徴収とするとありますが、それぞれを年に何回行うのか、お示してください。

保守点検と清掃については、現在、個人で行っておりますが、会社によって多少の差があるように聞いています。その市場調査はされておりますでしょうか。市内業者の平均価格をお示してください。

壇上からは以上になります。よろしくお願ひします。

副議長（田中勲議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） まず、食育推進計画についてであります。

国における食育基本法の理念は、心身の健康の増進と、豊かな人間形成のために食に関する知識や食を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を国民運動として推進することが重要で、そのための国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにあります。

特に市町村には、地域住民と身近にかかわっている立場から、食育を住民一人一人に浸透させていくという重要なコーディネーターとしての役割が期待されています。

こうした理念は、現在検討中であります尾鷲市食のプロジェクトにも通じるものであり、新年度より検討を進めます食の基本計画は、議員御指摘の食育推進計画としての位置づけも踏まえることができないかという点も、あわせて検討をしてみたいです。

次に、市町村設置型の場合の使用料等の算定根拠についてであります。

本市における市町村設置型合併浄化槽につきましては、全会一致で否決された尾鷲市浄化槽整備事業に関する条例案において、設置金額の20%に当たる金額を受益者負担金の金額として設定させていただいております。この金額の根拠といたしましては、地方自治法第224条の「普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。」という規定に基づいたものであります。

また、20%の受益者分担金の算定根拠であります。尾鷲市浄化槽整備事業導入可能性調査の中で、受益者分担金を1割から3割で設定し、バリュー・フォー・マネーを試算させていただいております。1割に設定した場合は、住民の皆様にとっては安くなりますが、一方では、起債額が大きくなり借金がふえてしまいます。3割に設定した場合は、全く逆のことが言えます。

直営方式とPFI方式を比較する中で、最も顕著にあらわれてくるところが、起債償還金と間接費、人件費等ではありますが、事業を実施していく目的の一つとして、市民、行政、業者の3者にとって有益なものでなくてはいけないということです。

これらのことを踏まえ、財政の健全化等を考慮し20%に設定させていただきました。

次に、合併処理浄化槽の維持管理に必要な点検等の頻度について説明させていただきます。

保守点検は年3回以上、清掃は年に1回以上、また、11条法定検査は年に1回、必ず受検しなければなりません。

消耗品、修繕費については、浄化槽内の殺虫プレート、防臭剤とブローのフィルターやタービンオイルなどで、随時対応することになります。

現在、個人で行っている保守点検と清掃の価格についてであります。1回の保守点検の価格3,500円で、年間1万500円、法定点検が年1回で3,800円となっております。清掃費用につきましては、同じ人槽の浄化槽であっても大きさが異なるため一概には言えませんが、4万円前後が多いと伺っております。

尾鷲中学校の給食の実施等につきましては、教育長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

副議長（田中勲議員） 教育長。

教育長（二村直司君） 尾鷲中学校の給食実施の方向性について説明させていただきます。

中学校の給食実施は、全国、県でも大きな課題であります。平成25年度の三重県学校給食実施状況調査結果によりますと、小学校では実施率が99.5%、中学校では66.5%となっております。これは、財政的な問題や、思春期の子どもたち、親子とのつながりで、保護者がつくった弁当の利点を支持する意見などから、中学校での実施率が低いのが現状であります。

しかし、食育の取り組み強化や、育ち盛りの中学生に温かくて栄養バランスのよい昼食を提供する意義というのは十分ございますし、また、現在、共働き世帯の負担軽減、そういったことから中学校での給食を目指して、そして、どういうふうに運用するのがいいのか。地区によっては、お弁当と市内業者に頼んだお弁当を選択して持ってくる選択制、そういうようなことも検討して推進しているところもございます。

さて、尾鷲市の場合ですけれども、今回、尾鷲市教育ビジョン、この食育の施策を策定するに当たって、今後の方向性として、給食を実施するとともに、食育を推進していく方向で給食の実施の整備を、そういう環境を整えていきたいというふうなことを明記いたしました。

ビジョンの施策を具現化していくために、10年間で3期に分けてございます。1期は昨年、平成25年からこの26年、そして、2期は27年から29年、そして、最後の3期を平成30年から34年というふうに定めております。

1期では、まず工夫、改善しやすいところからということで、主にソフト面の充実を図っているところでございます。しかしながら、やっぱり学校教育、本当に確かな学びと豊かな育ちをいかに保証するかということで考えれば、ソフトあるいはハードの両面から整えていくことが大きな使命でございます。

そういった点で、尾鷲中、今、プールの問題も出ておりますが、こういった学校の整備そのものは大きな予算と時間を伴ってまいります。そういった点で、現場や保護者の方々の声も十分参考にしながら優先順位を定めて、そして、第2期、第3期での取り組み課題として検討している次第でございます。

副議長（田中勲議員） 6番、濱中議員。

6番（濱中佳芳子議員） ありがとうございます。

食育の基本計画推進に関しましては、これから食のプロジェクトが進んでいく中できちっと位置づけをしていただくということなので、それはでき上がりを待

っていこうと思っております。

あと、給食に関することに関してなんですけれども、給食に限らず食育ですね。前回質問をさせていただいたときには、やはり地場産品の、子供たちに理解を進めるためには、給食における地場産物の活用が有効ではないかというあたりで聞かせていただいたときに、やはり食品の量を確保する上で難しいものがあって、まだ1割前後としかなっていないという話でした。三重県では、結構地場産物を取り扱う学校が多くて、以前の22年のときには20%台であったものが、もう40%近くになっているように聞いております。

現在、尾鷲市の給食においての地場産物に活用するその割合というのがわかっておりましたら、お答えいただきたいんですけれども。

副議長（田中勲議員） 学校担当監。

教育委員会学校教育担当調整監（五味勝哉君） お答えさせていただきます。

一応、地場産の中で今、学校給食で私どもが使わせていただいていますのは、魚類が主になっております。実際、25年度はまだ出ておりませんので、24年度になりますと、大体、アジの干物、それから、キスのイカバーグ、カマスフライ、オキギスフライ、ブリフライ、これで大体、市内に児童・生徒、それから教職員が1,071名います。これらのものを使いまして、一応、24年度は61万2,612円。これらを学校給食の中で、地産地消という形で、地場の魚を使っております。

副議長（田中勲議員） 6番、濱中議員。

6番（濱中佳芳子議員） 今御答弁いただいた中でも、オキギスの名前が出ておりました。実は、ここに、これは前回、私、質問のときに見つけられなくて、今回見つけたんですけれども、三重県学校給食会開発商品として尾鷲のすり身が紹介されております、もう御存じだとは思いますが、もう。

やはり魚というのは、そのとき新鮮なものというのがありますけれども、保存できる形態がさまざまあると思います。そういったことも含めて、ぜひこういった地場産物の活用というのは、これからも進めていっていただきたいと思います。

それにかかわってなんですけれども、三重県での地元の食材を子供たちに理解させる取り組みとして、輪内中学校の例が取り上げられておりました。三重県に紹介されておりました。干物づくりであるとか、あぶりであるとか、そういったあたりがとても効果的に活用されていますよという、そういった紹介がある一方で、尾鷲中学校の保護者に少しリサーチしたんですけれども、子供たちには定期

的にアンケートをとられているようですけれども、なかなか保護者の食育の感覚にまで届いていないものがあるなというような感想を何人かの方に聞きました。

そのアンケートに関してなんですけれども、以前、私も子供が中学校にいたときに、給食に対してどうですかというアンケートはいただいたことがあるんですけども、現在、給食に対するアンケートというのはとられておりますでしょうか。

副議長（田中勲議員） 教育長。

教育長（二村直司君） 現在、給食に関するアンケートはとっておりません。

ただ、平成18年に実は、尾鷲中学校に給食をとという保護者からの要望を受けて検討を始めたことがございます。当時、施設設備の財政負担の問題とか、また、先ほど出ておりました手づくり弁当と、また市内の業者云々のことの選択制の問題等を検討したときがあります。実は、その際に、生徒たちは、保護者がつくった弁当を食べたいと言った生徒たちが54.5%に上ります。そして、保護者の中では手づくり弁当とランチサービス、この選択を希望したいと。時には弁当もつくりたいけれども、仕事の関係とかいろんなことで、そういうお弁当を頼めるのならばと言われた方が79.5%ございます。

こういうデータが少し古くなっておりますので、改めてこういったニーズを調べて、今後のビジョンの遂行に向けて参考にしたいなというふうに思っておりますので、アンケート等も今後調べて、対処したいというふうに考えております。

副議長（田中勲議員） 6番、濱中議員。

6番（濱中佳芳子議員） 子供たちが弁当を希望するという話の中で、私も、子供たちになぜそうなのかという話を聞く中で、実は尾鷲中学校では、朝、登校時に持っていく弁当ではなくて、昼食直前に保護者が届けるというような形が多く見られるというふうに聞きました。それがなぜかというのと、やはり冷たい御飯を食べるのが嫌だという話が結構出ております。

それで、これをぜいたくととるのかどうなのかは別としてでも、そうしますと、温かい昼食、直前につくられた弁当を持っていける保護者ばかりではない。社会情勢としてやはり共働きもふえているとか、あと、この間も所信表明の中でもありました、ひとり親家庭が増加している中で、父子家庭という問題もあるというふうに聞きます。そういった中で、みんなが同じように昼食を楽しめる状況をつくるには、やはりいろいろなリサーチが必要かとは思いますが、給食の有効性というのは明らかではないのかなという気がします。

それで、もう一点、子供たちがおなかをすかせていては、それこそ、学習効果もなかなか上がらないとか、意欲が上がらないとかいった話の中で、長野県真田町、そこの取り組みというのを多分、学校関係者はよく御存じかと思います。これは、以前、この町で校長先生をしていらっしゃった方が、子供たちがとても荒れている学校に行ったときに調査をしたところ、朝御飯を食べていない子がいたりとか、あと、朝御飯をコンビニで済ませていたりとか、そういった子供たちとリンクすることに気がついて、給食を、朝御飯というか食育をきっちりやらないことには学校全体が変わらないという取り組みでやられたそうです。それによって、本当に見事に変化することができたという、ざくっとした御紹介なんですけれども、朝食の摂取率、これは県では、食育基本計画の中では、摂取率を100%にしようという目標設定がされております。今、尾鷲市の状況、小学校、中学校、どのようになっていますか。

副議長（田中勲議員） 教育長。

教育長（二村直司君） 平成25年度全国学力・学習状況調査での児童質問紙での朝食を毎日食べていますかという質問で、全国では88.7%、三重県では88.5%、尾鷲市は89.9%で、いい結果を示しております。

ちなみに、参考までに、家の人とふだん夕食を一緒に食べていますかという質問もございます。全国が70.9%、そして三重県が71.5%、尾鷲市が77%というふうなことでございます。

そういった点からすると、家族が食卓を囲んで食事をとりながらコミュニケーションをするような場というのは、まだ一定あるのかなと。ただ、先ほど言いました、やっぱり100%というのが一番の達成目標でございますから、そういった点では、今後、こういった家庭でのともに食事をする、そういう環境づくり、また、給食の設備の中で、今、小さな学校ではやっておりますけれども、ランチルームを設定して、ともに食べながらコミュニケーションを図る、そういう中で食文化を楽しむ、こういうこともあっていいかなというふうなことも考えております。

副議長（田中勲議員） 6番、濱中議員。

6番（濱中佳芳子議員） やはり食育ということに関して、やはり子供たちがおなかいっぱい食べて、それで自分の意欲を高めるということにつなげることは、これは本当は家庭が一番基本となって取り組んでいくべきことだったと思います。私たちが子供のころは、きっと食というものは家庭にあって、学んでいたり、体

験していったりするものだと教えられてきたように思います。しかし、本当に社会情勢、こういうふうに変化してくる中では、やはり学校発信で家庭に戻すというような、そういう取り組みも必要なのかと思います。

今、尾鷲市が一生懸命取り組んでおります防災教育でも、やはり子供たちが防災に対して関心を高めることによって、親たちにも喚起を起こしていただくというような流れがあります。食育も同じようなところがもう出てきてしまっております。よいか悪いかは別として、やっぱり学校発信で、子供たちに身につけさせていただき分野に食が入ってきたということは、時代の流れとして受けとめるべきものなのかなというふうに感じております。

ぜひ、今言われました学校教育ビジョンの中での計画に沿って、給食の実施に向けての前向きなことをお願いしたいと思います。実はこれ、第5次総合計画では完全実施に向けて調査研究となっていたんですけれども、第6次総合計画には学校教育のところに給食のところがなかったものですから、実は、施設の話にしましても、尾鷲小学校の整備が終わり、宮之上が終わりしていく中で、給食センターの話が出なかったことから、もうこれは目指すところとしては無理なのかなというふうにちょっと思った感じがあったんですけれども、教育ビジョンの中でしっかり明記していただいたことで、きっちり学校給食に関しては計画に沿ったものを進めていただけるかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、浄化槽整備のことにしてお伺いしたいと思います。

これは、ここまで4人のほかの議員さんたちが、この制度に関してはしっかりと聞いていただいておりますので、私は利用者のほうに立った考え方で少し質問をさせていただきたいと思います。

この4人の質問の方々に対して市長は、アドバイザー契約を認めた上でこれが認めてもらえなかった、全部否決をされたというふうにおっしゃっております。確かに、アドバイザー契約というものに関しましては、私の理解の中では、このPFI事業を進める上でのコンサル的な事業であるかなというふうには理解をしておりました。

しかし、この説明の中で、PFIを進める、その上ではSPC選定をするためのコンサル業務、それは選定、契約する上では条例制定が必要であるという説明も受けております。そうすれば、アドバイザー業務と並行して条例制定が必要だったはずだとは思いますが。少なくとも、私は、プロポーザルの募集が行われた、

たしか10月ぐらいだったと思いますけれども、条例がないままに、市町村設置型でいくという決定がないままにプロポーザルが進んでいるけど、これでいいのでしょうかということを生活文教の委員さんを通じて御指摘させていただきました。その中では、さっきも市長が説明いただいたように、契約と並行して行うのでいいというふうなことになっているように聞いておりました。

しかし、今回、この事業を推進するためには市民負担額の提示が必要であるということは、各委員会で指摘されておりました。市民というのは、やはりごみ袋の有料化のときでもそうでしたけれども、自分の財布から幾ら出るかという関心事、これが一番大きいのではないかなというふうに感じております。しかし、この金額を早く提示してほしいという委員からの要望に対しても、SPCの提案を受けなければ金額が示せないという説明がありました。けれども、条例案、この間否決はいたしましたけれども、分担金や使用料を明記することで、おおむねの目安となる金額が出されるようになっておりました。確かに市長のおっしゃるように、2年3年かけたと言っていたいておりましたけれども、事業推進の鍵となる市民負担額が示されたのは臨時会直前であったように思います。ですので、使用料、分担金に関しては、今やっと議論のスタートが切れたように私は感じております。

実はこれ、24年12月の定例会にも市民負担について一般質問をされている議員さんがいらっしゃいます。そのとき、担当課長は、大まかなものでもできるだけ早い段階で金額を示そうと思っていると答弁されております。これ、アドバイザー契約が済んで、実施方針が示されたのは8月くらいでした。その時点で、並行して条例制定の準備が進んでいれば、そこから幾らマックスの上限の金額といっても、大まかな金額が示されたのではないかと思います。

私は、今回の条例を出されたときに、実は、先ほど言いました20%は10%でいいのではないかという、こういった資料に関しては、実は私はまだつかんでおりませんでした。でも、こういった市民負担を伴う事業のときには、まず自分ならできるかなということを考えます。ごみ有料化のときでもそうでした。これは、協力してごみ有料化を進める、そして、それを市民にお願いする説明ができるかなというのを考えて、自分の中で議決に参加をしているつもりです。しかし、今回のこの2割という負担額を見たときに、漠然とですが高いと思いました。これは市民の方に説明できるかな、自分ができないものを市民に説明できないな、そういった思いがありました。

それをまず踏まえた上で、実は、私、今回の質問事項を受益者負担というふう
に書かせていただきました。先ほどの説明の中で受益者というのは、そういった
公共整備をする上で受益を受ける方には負担を持ってもらいましょう。もう一つ、
簡単な例でいいますと、高速道路料金の話があったときに受益者負担という言葉
が出ました。高速道路をつくるのに税金を使います。これは全国民にかかわって
きます。その道路ができることによって恩恵を受けるのは使う人ばかりではない
ですからねということの税金投入だと思います。物流の面で恩恵を受ける人もお
りますからねという。だけど、実際その道路を使って、時間、距離が早くなる、
実際使う人には、利用料金としては受益者として払っていただきますよ、そうい
う理解をしております。

じゃ、今回の浄化槽整備の受益者は誰か。よくよく考えてみました。その中で、
転換をしようとする、今、みなし浄化槽を持っている方の転換をしたときの受益
者、これは本当に設置をするおうちだけでしょうか。私の理解といたしましては、
例えば、みなし浄化槽は平成12年ぐらいまで認められていたと思います。そう
すれば、現在、まだ設置をして15年たないみなし浄化槽を持っている方がい
らっしゃいます。そうすれば、まだその耐用年数が来ていないわけで。だけど、
市長のおっしゃる環境の負荷を軽減するためということであれば、この設置者
は、私は協力者ではないかなと。環境の負荷軽減のための協力者ではないのかな、
そういう理解をしました。

まず、そこで、受益者というあたり、私の考えがもし余りにも拡大解釈だと思
うのであれば、市長のほうで御答弁いただければと思います。

副議長（田中勲議員） 市長。

市長（岩田昭人君） おっしゃるように、協力者でもあると思います。しかし、協力
者だけではない。だから、環境から受ける恩恵というのは、協力者であっても受
けられるわけですから、受益者であり協力者であるというふうに思っております。

副議長（田中勲議員） 6番、濱中議員。

6番（濱中佳芳子議員） 本当に期待したとおりの答弁をいただきまして、ありがと
うございます。と申しますのは、これは、先ほど私、壇上で申し上げましたよう
に、市長は、本当に財政面だけを考えるんだったら、本当に、きのう、きょう、
ほかの議員さんがおっしゃったように、市の負担が何もない個人設置型でいいで
はないか。それは利用者の方にも負担の軽い、市も借金しなくていい、その個人
設置型は考えられるわけですね。でも、市長は、環境のためには、きちんと管理

ができる市町村設置型がいいと。そのために設置をお願いするんだということをおっしゃられておりましたので、受益者は、設置をされる方だけではなくて、逆に、自分たちは設置をしないけれども、ほかの人が設置をしてくれたことに対して受けるその恩恵を持った市民全体が受益者となるという考え方にはなりませんでしょうか。

副議長（田中勲議員） 市長。

市長（岩田昭人君） これは、先ほど言わせていただいた協力者イコール受益者と同じ構図で、やはり市民も受益者であって、それから利益、恩恵を受けるという両方のあれを持っておると思います。

副議長（田中勲議員） 6番、濱中議員。

6番（濱中佳芳子議員） そういう考え方でやるのであれば、実は、市町村設置型の事業を進める自治体の中には、分担金を徴収しないとする自治体が平成24年の時点で9カ所ございます。ここの理由が全て同じで、なぜ徴収しないか。重要課題として取り組んでいることから、整備促進を図るため、住民負担を軽減するためとなっております。

これは、もう市の財政を投入してでも環境を守りたいんだという強いあられ、政治判断のもとで、分担金の分は、市民が環境を守るための税金として使わせていただきたいという思いで、住民負担を軽くすればこれが推進できるのではないかという思いの中から、払っていただくのは使用する分だけというふうになっておるそうなんですけれども。そういった考え方はいかがでしょうか。

副議長（田中勲議員） 市長。

市長（岩田昭人君） それはすばらしい考えだと思っております。

副議長（田中勲議員） 6番、濱中議員。

6番（濱中佳芳子議員） そうですね、本当に。

そういった政治判断ができて、本当に環境の負荷を軽減したいんだという思いが伝わることによって理解される部分もあるのかなと思います。

やはり、分担金が高いという思いがどこまで減らせるのか。市町村設置型で進むんだという条例がまだできておりませんから、本当に、個人設置でいくのか、市町村設置型でいくのかという議論が、まだこれから条例をつくる上で、制定をするまでにやりとりをしなければいけないんだとは思いますが、本当に、そういう重要課題として取り組むときに進める速度を速めるのであれば、そういう考え方もあるということをお含みおきいただきたいと思っております。

次に、使用料の問題に関してなんですけれども、先ほど、年3回の保守点検、それから1回の法定検査、それから清掃というふうにして出されました。実はこれ、私、自分で計算してみたんです。うちは7人槽なんですけれども、大体3,500円が平均額だったということなんですけれども、うちは3,000円でやってもらっておりますから、4回1万2,000円ですね。それで、法定点検3,800円。ところが、くみ取りは、その家の人数によって変わってきますよね。先ほど4万円ほどというふうに聞かされましたけれども、例えば、小さなおうちでもたくさん人が住んでいる家族もあれば、大きなおうちでもひとり暮らしの方もいらっしゃると思います。

ほかの市町を見ても、保守点検と法定点検、それに関しては定額でいただきます、清掃に関しては、そのときの従量によって取りたいと思いますという話、やっているところがありますけれども、そういった考え方はできなかったでしょうか。

副議長（田中勲議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） 今、PFIのほうは定量のほうで、一定の金額で取っていくというふうな考え方をやっています。現実的には量によって金額は変わっているんですけれども、PFI方式、市町村設置型でいきますと、一定額で契約してしまうというふうな形になってしまいます。月々の支払い額がもう決まりますから、毎月幾らって金額が決まりますので、例えば5人槽なら幾らというふうな料金の設定の仕方になります。7人槽は幾ら、10人槽は幾らというふうな形で契約する形になります。

副議長（田中勲議員） 6番、濱中議員。

6番（濱中佳芳子議員） いやいや、PFIは置いておいて、私、市町村設置型という話でしておるものですから、市町村設置型でいっておる自治体で、そういった定量制ではなくて従量制というところもありますよという話なんですけれども、それは考えられない。

副議長（田中勲議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） その辺になりますと、使用料のほうの設定の仕方が難しくなりますので、一応、考えるとしたら定量制で考えていくというふうな部分で、個人個人の家によって抜く量は若干違ってくると思いますけれども、金額としては一定の形で契約をするような形になってしまうのかなというふうに思います。

副議長（田中勲議員） 6番、濱中議員。

6 番（濱中佳芳子議員） そうなると、やっぱり使用者の理解を得るには物すごく丁寧な説明が必要かなと思います。本当に、5人家族のおうちとひとり暮らしのおうちでは本当に差がある、だけど、おうちの大きさに決まってしまうという使用料の金額の設定というのは、かなり丁寧な説明が必要かなというような気がします。

それと、11条検査の実施率、きのうの答弁で12%しかないというふうに聞きました。PFI導入可能性調査の結果を見ましても、きちんと法定点検を受けていますよという方が、確かに項目の中では一番多いですけども、全体でいえば3分の1なんですね。そうしますと、全く知らない人もいらっしゃる、法定点検の意味すら。

そうしたときに、法定点検をきちっと受けていただいていない方に法定点検の検査費のことを御理解いただくにも説明が要ると思いますし、12%しかないのであれば、これまでどういった啓発をされてきたのか。そのあたりをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

副議長（田中勲議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） これは県のほうからのあれなんですけれども、広報のほうに年2回は必ず入れるようにしていますし、県のほうからもチラシのようなものがあります。それと、清掃業者3社のほうにはそのパンフをお渡しして、各家庭のほうへも、仕事の部分のところでも配ってもらえるような部分というふうなことはやっております。

副議長（田中勲議員） 6番、濱中議員。

6 番（濱中佳芳子議員） この法定点検というのは確かに県の事業ですから、県のほうに台帳があつてということなんですけれども、市のほうにも浄化槽台帳はあるんですよね。どこのおうちが法定点検を受けてくれたということがわかるようにはなっておりますか、市のほうでは。

副議長（田中勲議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） はい。協会のほうからうちのほうへは結果が回ってきますので、把握はしています。

副議長（田中勲議員） 6番、濱中議員。

6 番（濱中佳芳子議員） これ、12%が多いのか少ないのかという話になりますと、100%近い実施率を誇る県もあります。少ないところでは1桁台のところもあります。そこの成功例としては、やはり県と市町が連携をして、きちっと台帳管

理のもとに、それこそ一軒一軒歩いてお願いをしていく、市町も協力していくような形で100%近くを達成しているというところもありましたので、こういった使用料の取り方をするのであれば、検査費に関しての理解というのもまだまだ要るのではないかなという気がします。

先ほどの受益者負担の考え方なんですけれども、例えば、今回の5人槽の設定、初めて見せてもらいました、19万6,800円。これが、市民全体が受益を受けるとして考えたときに、1年間90基やると言っていますから、大体、全部が5人槽だったとしても1,700万ほど、千七、八百万というところなんです。これを10%設定にしたときには、市民全体の方から一人一人、1年間で442円、月36円、環境のために税金を使わせてくださいという、そういった金額である。これが多いか少ないか、必要か不必要かは議論が必要かとは思いますが、転換に力を入れたいとの答弁をきのういただきましたので、そういった考え方も私はありかなというふうに思っております。

それから、使用料の中での修繕費というのがあります。これ、機械ですから当たり外れもあって、本当に修繕を必要とするばかりのものもありますけれども、本当に順調よくいって、耐用年数を過ぎても修繕が不要の場合もありますね。そういった場合、個人個人の使用料に対してかかっている修繕費、例えば、この事業が一区切りする10年間、1度も修繕をやっていないよというおうちに対しては、この修繕費はほかの修繕費に使われるということによろしいですか。

副議長（田中勲議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） 基本的には、細かな修繕というのと大きな修繕というのが出てきますので、それらのある程度、年間、これを変えていきますよというような修繕費というのは今のところ持っていないんですけれども、グリスアップとかそういったものしかないんですけれども、ただ、市が直接修繕をやらなきゃならないなというような部分のところは出てくる可能性のほうが高いかなというふうな部分で、ほかの部分に回すということは今のところ考えてはおりません。

副議長（田中勲議員） 6番、濱中議員。

6番（濱中佳芳子議員） そうしましたら、個人からいただいて積み立てていく修繕費はどういうふうに扱われますか、使わなかった場合。

副議長（田中勲議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） 一応、市町村設置型でいきますと特別会計の形になりますので、そこの部分に残っていく形になると思います。

副議長（田中勲議員） 6番、濱中議員。

6番（濱中佳芳子議員） 残っていくというのが、会社の利益としてお渡しするものなのか、市の積み立てとなるのか、それを理解していただくにはどうするのか、そういったあたりがまだまだ議論が必要かなというふうな気がします。それは、答えていただけますか。

副議長（田中勲議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） 基本的には事業者のほうへ行く形になると思いますので、使用料の徴収のほうの部分は。ですので、それは会社のほうへ行ってしまいう形になると思います。

副議長（田中勲議員） 6番、濱中議員。

6番（濱中佳芳子議員） それはこういった形で理解をしていただくかなというのは、本当に物すごく考えるところだと思います。

それからもう一つ、本当に、市長が言われている食のまちの推進をしたい、公共用水域をきれいにして、尾鷲の魚が本当にこんなきれいな海でとれていますよということのアピールの後押しにもしたいという、そういったお話を聞いたことでもあります。でも、この尾鷲市の水域がそれほど汚れているのかなということも市民にどうやって伝えるのかなということも考えました。

例えば、三木里の海水浴場は、毎年、海水浴前に水質検査をすると、日本の中でもAランク以上であるという評価をいただく。そうすると、輪内の海はきれいなんだなというふうになりますよね。

そして、以前に私が環境条例の願いをしたときに、市長は、やはり産業構造の面からも、環境保全を決めてしまう環境条例というのはつくること自体が難しいというふうな御答弁をいただいていることもあります。

それで、環境保全がどうなっているか、公共用水域に対して調べてみました。そうしますと、幾つかの市で環境保全条例というのができております。環境基本条例はどこにでもあります。尾鷲市にもございます。その環境基本条例の理念を推し進めるための環境保全条例というものがある中で、例えば富津市、生活排水対策に係る施策というのがあります。千葉の佐倉市では、水質の保全に係る施策があります。鹿児島県の薩摩川内市、これは物すごく細かく言われております。生活排水対策、生活排水対策の推進の中にたくさんの項目があるんですけども、生活排水を排出する者の努力の中に、公共用水域に生活排水を排出する者は次に掲げる事項に努めましょうという中で、調理くず、廃食用油、あと、洗剤の使用、

あとは、それから合併浄化槽が有効に機能するような適正な維持管理を行うこと、そういったことまで盛り込まれた環境保全条例というのが出ております。近くでは、和歌山県に紀の川を守る条例がございます。何人も、市民生活に欠くことのできない、本市の清らかで豊かな紀の川及び支流河川を保全するため、水質汚濁防止法の精神にのっとり紀の川の環境を守るというような、そういった一文がございます。

私は、市長が本当にこれを、そうやって浄化槽整備事業に本当に信念を持って取り組まれるのであれば、保全条例をつくるどころまで頑張って、そこまでの環境に対する思いを見せていただくことが大事ではないかと思うんですけれども、そのあたり、いかがでしょうか。

副議長（田中勲議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 大変貴重なアドバイスをいただいたと思っております。それに向けて頑張っていきたいと思えます。

副議長（田中勲議員） 6番、濱中議員。

6番（濱中佳芳子議員） 前回の環境条例をつくってはどうかの話のときには、産業構造を考えたときになかなか難しいですという御答弁をいただいているんですよ。これを本当にやることによって、いろんな制約が出てくると思うんですけれども、その辺は大丈夫でしょうか。

副議長（田中勲議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 数量的にきちんとした保全条例というような形にすると大変難しい面がありますけど、先ほど言われたような、やっぱりみんなで尾鷲の海を、尾鷲の川を守っていこうというような努力目標、あるいは市民の責務、行政の責務、それから、みんなのそういった責務を定めていくということは大変重要なことではないかなと思っておりますので、一つの考え方として、数量をきちんとして、これを守りましょうというのも、それも保全条例の一つだと思いますけれども、しかし、そうではなしに、みんなで尾鷲の海、尾鷲の川を守っていこうというのも、そういう一丸となってやっていくのも保全条例の一つの目的ではないかなというふうに思います。

副議長（田中勲議員） 6番、濱中議員。

6番（濱中佳芳子議員） では、浄化槽整備事業をどう進めるかというのは、これからまた条例を定める段でいろんな議論が出てくるとは思いますけれども、PFIを進めるに当たっては、今までいろんな方が、皆さん、それぞれ問題点、課題を

質問されておりますので、ほとんど質問事項は終わっているかと思うんですけれども、実施方針の中にある質問の中に1点、この事業がPFIで進められたときには、社会情勢に応じて、その対価についての話し合いが1年に1回はその会社と行われていくというような項目がありました。そうしますと、本当に社会情勢が変わったときに、去年つけた人よりもことしの方が安かった、高かったという不公平感が生まれる懸念がされるんですけれども、そのあたりはどう対応されますか。

副議長（田中勲議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） 1年に1回あるいは2年に1回というような部分は、必ず相手側と役所のほうと、どういう状況なのかというような確認をまずさせていただきます。それと、情勢が大きく変化した場合については、これはあれなんですけれども、できる限り不公平感の出ないような対応を考えていく必要があるというふうに私のほうでは思っています。これはまた市長のほうとも話はさせていただきなきゃならないんですけれども、一般市民の方には、できる限り負担の差が出ないようなやり方をやらざるを得ないのかなというふうには考えています。

副議長（田中勲議員） 6番、濱中議員。

6番（濱中佳芳子議員） 今回、私は、実施方針の中で見せていただいた会社公表の欄のところに、SPCの代表の会社が公表されればそれでいいのかなというふうに感じておりましたので、ところが、全部にかかわる人たちがあらわされるということは、やはりほかのところで排除される人が出てくるのかなという懸念がありました。

そういったところが今までの質問の中でもいろいろされておりますし、それで、市町村合併型にするのか、個人設置にするのかも、やはり条例ができていない時点ではまだ判断ができていない。議会としては、条例を伴う議案に関しましては、条例を通して初めて認めたということになるのだというふうに理解をしております。

ですので、この先、やはりこれがどうしても環境のために進めたいというのであれば、そういった利用料であるとか分担金、その考え方をきちんと市民に理解していただくまでの丁寧な取り組みは必要かと思えます。2年かけた、3年かけたといっても、料金が出てきたのはつい最近ですので、料金をもとにして、ごみ有料化のときには、条例ができるときには価格の議論はかなりの回数でしてきたように思います。

そういったことから考えますと、今回料金が出てくる、条例の直前にそういった数字が出てくるということは、私はちょっと異常かなというふうな気がしておりましたので、そういった料金のこともしっかりと議論を重ねて決めていただきたいと思います。

そして、今回、20%なんですけれども、会社と話をしたら半分になりました、ですから10%です、これは違うと思います。もともと、10%か20%かというのが会社との取引の数字に使われることは、私はあり得ないと思っておりますので、その辺はぜひ心がけていただきたいと思います。

もし答弁がありましたら、どうぞお願いします。

副議長（田中勲議員） 市長。

市長（岩田昭人君） さまざまな提言をいただきましたので、それを真摯に受けとめて、これからの検討とさせていただきますと思います。

副議長（田中勲議員） 濱中議員の質問はこれで終結いたしました。

以上で通告による一般質問は全て終了いたしました。これをもって一般質問を終結いたします。

以後、会期日程のとおり、あす6日木曜日には、午前10時より生活文教常任委員会を開催していただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、これにて散会いたします。

[散会 午後 2時27分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会副議長

署 名 議 員

署 名 議 員